

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
1	実施方針	1	1.1	1.1.4	(5)	(イ)	(d)	光熱水費	電気、ガスのエネルギーコスト積算にあたり、公平性を担保するために、提案時の燃料調整費は、提案時点で公表されている最新の燃料調整費情報にて積算するという理解でよろしいでしょうか。その背景として、昨今のエネルギー価格高騰に伴い、燃料調整費をいつ時点で採用するかによって、かなりコスト差が生じるため	ご理解のとおりです。
2	実施方針	15				表1	17	不可抗力リスク	不可抗力の定義について、疫病（新型コロナウイルス）の取扱いはどのようにお考えでしょうか。	事業契約書に定義する「不可抗力」に該当します。
3	実施方針	15				表1	35	用地リスク	市の公表資料等において通常予見できないものを除くとありますが、具体的に通常予見できるものとはどういったものでしょうか。貴市が公表した既設建物等の図面において擁壁の図面はありませんでした。想定外の基礎や杭等が発見された場合の対応を教えてください。	公表されている書類で、社会通念上において予見できないものが発見された場合は、市と事業者で協議するものとします。
4	実施方針	15				表1	38	解体リスク	処分場の指定はありますでしょうか。	処分先、処分方法については事業者の提案に委ねます。ただし、運搬経路については、事業契約締結後に、市と協議をお願いします。
5	実施方針等に関する質問回答 実施方針等に関する個別対話の結果	11 30						施設整備期間	工事期間の考え方ですが質問回答では4週8閉所、個別対話では4週8休で想定しているとも回答されております。それで設定されている期間ではかなり厳しいかと思われるので4週8休とさせて頂けませんか。	事業者の提案に委ねますが、働き方改革の内容を踏まえて適切に設定してください。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
6	実施方針等に関する 質問回答 実施方針等に関する 個別対話の結果	11 30						解体工事	解体工事は令和5年4月から着手可能と回答されておりますが令和5年3月までは建物を使用されるのでしょうか。できれば工程がかなり厳しいかと思われますので解体可能時期を早めて頂くことは可能でしょうか。	令和5年3月中は建物を使用します。解体工事の着手時期は、解体設計後に市の確認を得たうえで令和5年4月以降としてください。ただし、解体工事に必要な設計や調査など、現在行われている給食物資の配送等に支障がない作業は可能です。なお、当地域は宅地造成工事規制区域に該当するため、宅地造成に着手する前に、宅地造成等規制法第11条に基づく協議が必要です。
7	実施方針等に関する 質問回答	23						配膳業務	パンや個包装の冷蔵品が8時から納品とのことですが、配膳員の勤務時間と人件費検討のためにもどの学校がどの時間帯に納品されるのかご教示ください。	現時点では詳細は決定しておりません。なお、学校直送品の学校への最も早い納品時間は、午前7時30分となる場合があります。各学校への納入時間については、事業契約締結後にお知らせします。
8	実施方針等に関する 個別対話の結果							No.66、137	アレルギー対応食は、最大で副食2品を想定とのことですが、将来的な代替え食対応を考慮して最大で副食3～4品に増えることはありますか。	代替え食対応を考慮して、アレルギー対応食の数が最大で3～4品に増えることはありません。
9	入札説明書	6	3.2					募集及び選定のスケジュール	入札説明書等に関する質問の機会が1回しかございませんが、質疑で生じた貴市と事業者との認識のずれの解消や事業者の提案をより良いものにするために、再度の質問の受付・回答の機会を設定頂けないでしょうか。	再度の質問の受付は予定していません。
10	入札説明書	6	3.2					現場見学会の開催	現場見学会について、4月19日に実施頂きました見学会に人数制限の関係で、参加出来なかったメンバーが数人います。今後敷地内を見学出来る日程を追加する事は可能でしょうか。	事業契約締結後にご確認いただく機会を設けます。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
11	入札説明書	7	3.3	3.3.1	(4)			複数応募の禁止	「資本面又は人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の50%を超える議決権を保有又は50%を超える出資をしている者を資本面で密接な関連のある者で、当該企業の役員を兼ねている者が人事面において密接な関連のある者と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	8	3.3	3.3.2				入札参加者の備えるべき参加資格要件	設計、工事監理、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」の受託企業が構成員として参加する場合は(1)共通の参加資格要件のみを充足すれば問題ない認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	9	3	3.3.2	(2)			個別の参加資格要件	施設整備業務の内、調理設備設置業務に関して、個別の参加資格要件は無しの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	10	3.3	3.2.2	(2)	(工)	(a)	維持管理を行うもの	市の入札参加資格を有するものであること。とありますが、添付書類は必要でしょうか。また、必要な場合、入札参加資格を有する証明書類は何を提出すれば良いでしょうか。	市の入札参加資格を有していることが確認できるものであれば、書類の種類は問いません。
15	入札説明書	15	3.4	3.4.5	(1)	(ア)		入札日時	入札日時が7月15日(金)午後3時となり、一方で提案審査書類の受付が7月15日(金)の午後5時まで受付と設定されており、場合によっては入札実施後の提案審査書類の提出も可能な設定とされていると見受けられます。これは、入札日時の設定の誤り等では無いものか、改めて確認をさせて頂けますでしょうか。	入札日時の設定の誤りではありません。提案審査書類の提出について、持参する場合は、7月15日(金)は正午までに提出することとしています。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
16	入札説明書	15	3.4	3.4.5	(1)			入札日時・場所及び方法	入札の開札への事業者の立会いは必須又は可能になりますでしょうか。	入札説明書の3.4.5.(4)開札の(ウ)をご確認ください。
17	入札説明書	15	3.4	3.4.5	(3)	(工)		入札代理人等	入札額の内容等に係る権限は委任を行わないが、入札書及び提案審査書類の貴市への提出持参を代理の者が行う場合においても、「(様式23) 委任状」の提出は必要でしょうか。	入札説明書の3.4.5.(3)入札及び提案審査書類の受付にあたっての留意事項の(工)をご確認ください。
18	入札説明書	16	3.4	3.4.5	(3)	(キ)	(a)	提案上限金額	提案上限金額の設定はありますが、提案下限金額の設定は無いでしょうか。	最低制限価格の設定はございません。
19	入札説明書	17	3.4.5.	(3)	(サ)	(a)		入札保証金	違約金が「落札金額の100分の3に相当する金額」と記載されておりますが、本違約金についても基本協定書と同様に、帰責性を有するものが連帯して負担する建付けとして下さい。	原案のままとします。
20	入札説明書	19	3.6.	(3)				事業契約の締結	「なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として基本協定書に規定する金額を請求することがある。」と記載されておりますが、当該違約金は基本協定書(案)第11項第3項に基づきサービス対価Aの100分の10に相当する金額となる理解で宜しいでしょうか。また、当該違約金は帰責性を有するものが連帯して負担する建付けという理解です。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
21	入札説明書	19	3.6		(1)			基本協定書の締結	「参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業を除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員を補完した場合」とありますが、入札参加資格以外に市が認める基準等がありますでしょうか。	現時点で想定した基準はありません。
22	入札説明書	19	3.6		(3)			事業契約の締結	「参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業を除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員を補完した場合」とありますが、入札参加資格以外に市が認める基準等がありますでしょうか。	現時点で想定した基準はありません。
23	入札説明書	20	3.6		(9)			契約締結までに落札者が入札参加資格を欠くに至った場合の取扱い	入札参加資格を満たさなくなった場合の取扱いについて、落札者決定日以降であれば当該資格を欠く事由が起きても基本協定書および事業契約の締結を可能としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
24	入札説明書	20	3.6				(8)	直接協定の締結	念の為の確認ですが、事業者がプロジェクトファイナンスを調達する場合には、他の同種PFI案件と同様に、融資金金融機関との間で直接協定を締結頂ける理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	6	6.3	6.3.1	(7)	(キ)	(a)	停電対策	冷凍冷蔵設備などの機器が自動的に自家発電に切り替わる設備を設置することに関して、自家発電設備の燃料種別(油、都市ガス等)は、事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。また、自家発電設備について停電時以外での常用利用も可能でしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は事業者の提案に委ねます。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
26	要求水準書	7	1.4	1.4.8				献立	想定されています炊飯とパンの割合（日数）をご教授ください。	パンについては、月2回程度の実施を想定しています。
27	要求水準書	7	1.4	1.4.7					「給水管の引込みに当たっては、事業者にて加入金及び市納入金を負担すること。」とありますが、現況の引込み口径をご教示ください。	現況の引込み口径は100mmです。
28	要求水準書	8	1.4.	1.4.8.	(6)	-	-	配送校と計画食数	各校の学級数には特別支援学級も含まれているという認識でよろしいでしょうか。尚、含まれていない場合は学級数をご教示頂けますでしょうか。	各校の学級数には、支援学級の数はありません。なお、支援学級への配膳は予定しておりません。
29	要求水準書	8	1.4	1.4.8	(6)			配送校と計画食数	計画食数の合計が7,311食に修正されましたが、各校の食数を合計しても7,298食となります。どちらが正でしょうか。	7,289食が正です。要求水準書を修正します。また、入札説明書及び様式集の当該箇所についても修正します。
30	要求水準書	8	1.4	1.4.8	(6)			配送校と計画食数	1月31日に公表された質疑回答No56にて、P9の計画食数の表の学級数には「特別支援学級数は含まれていない」旨回答頂いているため、特別支援学級用に別途食缶類の計画は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
31	要求水準書	8	1.4	1.4.8	(6)			配送校と計画食数	掲載されているのは、令和7年度の学級数ですが開業後、これ以上増加することはありませんか。コンテナ台数や食缶の調達数試算のため、事業期間中を通した、学校ごとの最大クラス数（特別支援学級も学級単位で配膳する場合は、その数も含む）を提示ください。	現時点では学級数が増加することを見込んでおりません。なお、支援学級への配膳は予定しておりません。
32	要求水準書	8	1.4.8		(8)			光熱水費の負担	光熱水費に関する電気・ガスの供給会社は、前回の回答でも事業者が自由に選定できると回答をいただいておりますが、現在電気に関する新規申し込みなど受付していないなどの状況も出てきている中、エネルギー単価につきまして基準単価をお示しいただくことはできませんでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
33	要求水準書	8	1.4.8		(8)			光熱水費の負担	光熱水費の試算を行うため、1年約195日の稼働内訳として各月の稼働日数をご教示いただけませんかでしょうか。	供用開始後における各学校の行事等が決定していないため、現時点では各月の稼働日数は把握しておりません。
34	要求水準書	10	2	2.1.2	(1)			実施体制	実施体制について確認ですが、施設整備業務総括責任者は常駐しなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書	10	2	2.1.2	(1)			実施体制	実施体制について、各業務責任者のうち建設業務期間中に常駐が必要な責任者をご教授ください。 また、解体工事業務責任者と建設業務責任者は兼務することは可能でしょうか。	前段について、関係法令等において常駐する必要がある方が各業務責任者を担う場合を除き、要求水準書において常駐を求めているものではありませんが、何かあった場合など市と速やかに連絡が取れる体制としてください。後段について、解体工事業務責任者と建設業務責任者は兼務することは可能とします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
36	要求水準書	10	2.1	2.1.2	(2)			施設整備業務統括責任者	施設整備業務統括責任者は、設計業務責任者以外の責任者との兼務は可能でしょうか。	可能です。ただし、工事監理業務責任者が施設整備業務統括責任者と兼務することは不可とします。
37	要求水準書	10	2.1	2.1.2	(1)			責任者の資格	「施設整備業務統括責任者と設計業務責任者の兼務は可とする。」とありますが、施設整備業務統括責任者と工事業務責任者の兼務は不可でしょうか。	施設整備業務統括責任者と建設業務責任者の兼務は可能です。ただし、工事監理業務責任者が施設整備業務統括責任者を兼務する場合は不可とします。
38	要求水準書	10	2.1	2.1.2	(1)			責任者の資格	解体工事業務責任者と工事業務責任者の兼務は不可でしょうか。	解体工事業務責任者と建設業務責任者の兼務は可能です。
39	要求水準書	11	2.2	2.2.3	(2)			市が必要とする申請等	現時点で、明確になっている市が必要とする申請等をご教示ください。	現時点で想定しているものではありません。
40	要求水準書	11	2.2	2.2.2					施設整備に伴う各種申請手数料は事業者負担に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
41	要求水準書	11	2.2	2.2.2	(3)			確認申請	建築確認申請は、計画通知では無く、指定確認検査機関への申請で宜しいでしょうか。計画通知の場合は、想定審査期間をご教示ください。	指定確認検査機関への申請で問題ありません。
42	要求水準書	12	2.2	2.2.5	(1)	(ア)		フロン処理	解体工事対象建物についてフロンの有無については、前回の質問書に対する回答で把握出来ていないとのことでしたが、解体工事着手前に回収処理は完了していると考えてよろしいでしょうか。	解体工事業務の事前調査業務において必要な調査を行っていただき、適切に処理していただきますようお願いいたします。
43	要求水準書	12	2.2	2.2.5	(1)	(ア)		解体工事業務	前回の質問書に対する回答後に、追加受領したデータ内に記載の無い地中埋設物等については、協議対応（費用等）と考えてよろしいでしょうか。	市が保有している情報は、閲覧資料の既存施設図面が全てです。市の公表資料等において通常予見できない地中埋設物が発見された場合は、市と協議していただくことを想定しています。
44	要求水準書	12	2.2	2.2.5	(2)	(ア)		解体工事に係る設計業務	資料6_解体工事対象施設に関する資料【220408修正】で示される対象が全てと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の資料6「解体工事対象施設に関する資料」は主だった既存施設を示したものです。要求水準書の2.2.6.(1)(ス)に示すとおり、事業実施の支障となる地上工作物及び地下埋設物がある場合には、市と協議したうえで事業者の負担にて撤去又は移設を行ってください。
45	要求水準書	12	2.2	2.2.5	(2)	(ア)		解体工事に係る設計業務	市が提示する解体対象物に関する設計図書から読み取れる範囲で、解体設計による数量調書を作成するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
46	要求水準書	12	2.2	2.2.5	(3)	(ウ)		解体工事業務	解体工事に伴い、事前提供頂くアスベスト等の調査報告以外に、アスベスト等が発覚した際の解体処分費リスクは、市が負うものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の2.2.5.(1)(イ)に記載のとおりとします。
47	要求水準書	12	2.2	2.2.5					既存給食センターの杭は、新設建物の基礎などに干渉しない場合でも全撤去が必須でしょうか。	すべて撤去していただく予定です。
48	要求水準書	14	2.2	2.2.5	(2)	(ウ)		外構整備	「配送車両等を洗車できるスペースを設けること。」とありますが、想定の台数はございますか。	事業者の提案に委ねます。
49	要求水準書	14	2.2	2.2.6	(2)			外構整備	西面外構について、境界際の既存擁壁の撤去期間、近隣住民の歩道通行に大きく影響をおよぼすため、新設擁壁を敷地内に設ける計画を提案し、既存擁壁の撤去仕上げを側溝立上り程度とし、山留め代わりに残置することは可能でしょうか。	すべて撤去していただく予定です。
50	要求水準書	14	2.2	2.2.6	(3)			植栽整備	北側の竹藪について、伐採する計画を選択した際は、全て撤去してもよろしいでしょうか。4月19日に実施して頂いた見学会では明確な境界ラインが確認出来なかった為。	提案される造成計画により、必要な手続きが発生する場合があります。宅地造成等規制法をはじめとした関係法令を遵守していただいたうえで適切な方法をご提案ください。なお、擁壁等の基準は、「宅地造成等規制法のしおり（宅地造成工事技術資料）」等をご確認ください。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
51	要求水準書	14	2.2	2.2.7	(3)			工事監理業務	月1回ごとに提出する工事監理報告書の提出内容について決まりがあればご指示ください	特に提出内容に定め等はありません。工事監理業務の報告として適切な内容を報告書に記載してください。
52	要求水準書	15	2.1	2.2.1 3	(1)	(イ)		竣工検査	シックハウス対策の検査について、必要な居室、カ所数のきまりはあるでしょうか	特に箇所数等の決まりはありません。法令等を遵守して適切に検査を行ってください。
53	要求水準書	15	2.1	2.2.1 3	(1)	(イ)	(a)	竣工検査	「測定は建築設備等の設置が終わった段階で行うこと」と記載されていますが、厨房機器は建築設備等に含まれるでしょうか	事業者の提案に委ねますが、法令等を遵守して適切に検査を行ってください。
54	要求水準書	17	3.2		(4)			調理リハーサル	調理リハーサルについても、配膳リハーサル同様に最低1回以上の実施という理解でよろしいでしょうか	事業者の提案に委ねます。
55	要求水準書	18	3	3.2	(11)			本件施設の概要	『開所式を行うこととし、その際には、事前に市と協議を行うこと』とありますが、事業者負担の場合、参加人数や式典の内容について想定されるものがあればご教示願えますでしょうか。	事業契約締結後に協議します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
56	要求水準書	19	4.1	4.1.3	(3)			実施体制	専用のシステム等の活用とありますが具体的にどのようなシステムでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
57	要求水準書	20	4.1	4.1.5	(9)			対象業務	その他維持管理業務の実施に伴い必要となる業務と記載がありますが、どのような業務を想定されているのでしょうか。	現時点では想定しておりませんが、事業者の提案等により必要となった場合は当該業務を実施してください。
58	要求水準書	21	4.1	4.1.1 0	(2)			事業期間終了時の処置	本件建物の欄に鉄骨構造の接合部のボルトのゆるみ等とありますが、現実的には、内装や耐火被覆により点検することは、難しいと思います。合理的に点検できる範囲との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	21	4.1	4.1.1 0	(3)			事業期間終了時の措置	事業期間終了後1年以内に大規模な修繕が発生しないように努めることとありますが、大規模な修繕というのは計画修繕も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
60	要求水準書	21	4	4.1.8	(2)			施設及び設備・備品等の不具合、故障等を発見した場合の措置	「修繕・更新される施設及び各種設備・備品については、随時事業者が竣工図書等の修正を行い、市に報告すること。修正した竣工図書等は市に提出」とありますが、竣工図書に変更がある修繕・更新のみで、竣工図書に変更がない軽微な修繕(水栓部品の交換等)については提出の必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	維持管理業務報告書で報告してください。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
61	要求水準書	21	4	4.1.1 0	(3)			事業期間終了時の措置	「事業期間終了年度若しくはその前年度に、本件施設の修繕をまとめて実施し、事業期間終了後1年以内に大規模な修繕が発生しないように努めること」とありますが、まとめて実施する機器は修繕周期が7、8、14、15、16年目の機器に関する修繕のみで、修繕周期が9年毎や10年毎などの機器は対象外であるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、事業終了後1年以内に給食提供に支障きたす程度の機器の修繕が発生しないようにしてください。
62	要求水準書	21	4	4.1.1 0	(3)			事業期間終了時の措置	事業期間終了後1年以内に大規模な修繕が発生しないよう努めることとありますが、大規模な修繕の定義をご教示下さい。	給食提供に支障きたす程度を想定しております。
63	要求水準書	22	4.2	4.2.1	(3)	(ウ)		建築物保守管理記録の作成、保管及び報告	点検記録は5年以上、その他の記録は事業期間終了時まで保管することと記載がございましたが、記録の保管はCD棟の電子データでもよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	22	4.2	4.2.2	(2)	(ア)	(b)	運転・監視	各部屋の空気環境の状態を確認とありますが、換気設備や空調設備等の動作状況を確認すればよろしいでしょうか。	室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法など遵守すべき法令等に基づき確認してください。
65	要求水準書	22	4.2	4.2.2	(2)	(ア)		運転・監視	常駐設備管理員の配置が必要ということでしょうか。	常駐する必要はありません。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
66	要求水準書	27	4.2	4.2.6	(2)	(ウ)	(a)	へ)	グリストラップは、1日1回以上点検し、必要に応じて清掃を行うこととありますが、要求水準書の機械設備の(5)排水設備には下水道監視者の指示にしたがい、必要に応じてグリストラップを介して除害施設に接続すると記載がありますので、グリストラップの清掃は、グリストラップが設置された場合に実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本的にグリストラップの設置は必要ですが、下水道管理者と協議した結果、グリストラップを介して除害施設に接続する必要がないと判断された場合は、この限りではありません。
67	要求水準書	27	4.2	4.2.6	(2)	(イ)	(b)	清掃業務	学校の長期休業期間とは、春期休業期間と夏季休業期間という理解でよろしいでしょうか。	学校の長期休業期間とは、春季、夏季、冬季の休業期間となります。
68	要求水準書	27	4.2	4.2.6	(2)	(ウ)	(a)	建物全般	へ) グリストラップのピット内堆積汚泥の汲み取りは年2回ではないでしょうか	原案のとおりとします。
69	要求水準書	27	4	4.2.6	(2)	(a).	(イ)	清掃業務	「各学期に1回以上清掃」とありますが、【資料5_給食実施日程・牛乳納入時刻(想定)】の各学期には夏休み等の長期休業期間は含まれていません。各学期前の長期休業期間に実施した際も要求水準を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	27	4.2	4.2.6	(2)	(ウ)	(a)	グリストラップ	「グリストラップは、1日に1回以上点検し～」とありますが、油脂分を排水処理施設で処理することができるメーカーを採用し、水質基準を満たす処理ができればグリストラップを不要とする提案は可能でしょうか。	基本的にグリストラップの設置は必要ですが、下水道管理者と協議した結果、グリストラップを介して除害施設に接続する必要がないと判断された場合は、この限りではありません。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
71	要求水準書	28	4.2	4.2.6	(2)	(イ)	(c)	ねずみ及び衛生害虫当の発生源	ねずみ及び衛生害虫等の発生源を発見した場合は、速やかに撤去、消毒することと記載ございますが、発生源が敷地外にある場合、市で対応していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業が起因するものでない場合はご理解のとおりです。
72	要求水準書	29	4.2	4.2.7	(3)	(ア) (オ)		要求水準	日中は有人警備を想定ということでしょうか。	夜間及び休日の機械警備を標準としていますが、有人警備を妨げるものではありません。
73	要求水準書	29	4	4.2.7	(3)	(ア)		警備業務	「配送車両の敷地の出入りに際し、～中略～交通誘導員を配置するかそれに代わる措置を講じること。」とありますが、交通誘導員を配置する企業は、警備業法（2号警備）が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書	29	4	4.2.7	(3)	(カ)		警備業務	「機械警備を導入する場合は・・・」とありますが、警備業務は、機械警備の導入が要求水準ではないでしょうか。	夜間及び休日の機械警備を標準としていますが、有人警備を妨げるものではありません。
75	要求水準書	30	4.2	4.2.8	(3)	(工)		長期修繕計画に基づく修繕・更新	事業期間中は長期修繕計画に基づく修繕・更新を実施すること。と記載がございますが、設備の稼働状況や環境、経験則等により、前倒しや先送りが発生し、実施時期に計画との相違が発生した場合でも、修繕計画に基づいた修繕・更新と認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事前に市と協議し、市の了承を得てください。なお、長期修繕計画は、修繕・更新等の実施状況に基づき適宜見直しを行っていただきます。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
76	要求水準書	30	4.2	4.2.8	(3)	(オ)		要求水準	事業期間終了後の適切な大規模改修又は更新方法等について、適宜市に助言を行うこと。と記載がございますが、4.1.10の事業期間終了時の処置(5)に記載の通り、事業期間終了後1年間は、維持管理企業が連絡窓口となり、引継先からの問い合わせ対応等のサポート業務を実施することと記載がありますので、当該業務の期間も事業終了後1年間との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	35	5.3	5.3.1	(1)	(ア)	(c)	検収補助業務	市の検収責任者は、検収業務に常時立ち会ってくれるとの理解でよいでしょうか。	常時立ち会いは想定しておりません。ただし、納品された食材に問題があった場合は、食材を使用するか否かは市で判断します。
78	要求水準書	36	5.3	5.3.1.	(1)	(イ)		食材区分	常温品と調味料類は具体的に何が該当しますか。メニューによらず使用頻度の高い「塩、しょうゆ、油、砂糖、小麦粉、料理酒」などが調理料(月1回納品)、メニューごとに使用が決まるようなものが常温品(前日入荷)というイメージでよろしいでしょうか。	前段の常温品については、要求水準書の別添資料7の「堺市中学校給食衛生管理マニュアル(案)」のP12からP15をご参照ください。後段については、事業契約締結後、詳細をお知らせします。
79	要求水準書	37	5.3	5.3.1	(2)	(エ)	(a)	食材の保管	冷凍ベーコン・ハム等の冷凍肉加工品を解凍する冷蔵庫・保管する冷凍庫は野菜下処理室に設けた加工品用冷凍・冷蔵庫と考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	37	5.3	5.3.1	(2)	(エ)	(a)		冷凍ベーコン・ハム等は野菜下処理室の冷蔵庫、冷凍庫にて保管する考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
81	要求水準書	37	5.3	5.3.1	(2)	(工)	(a)	食材の保管	冷凍ベーコン・ハム等の冷凍肉加工品を流水解凍するのは野菜下処理室のシンクで行い、上処理コーナーへ流れる動線と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書	38	5.3	5.3.1	(2)	(カ)	(c)		第1学校給食センターの実施方針等に関する個別対話の結果(2022.1.31公示)にありましたように、第2学校給食センターでも同様に下茹で工程の回転釜は2回転使用可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、和え物釜の2回転は不可とします。なお、要求水準書の添付資料10「献立(想定)JNo.4コールスローサラダの使用食材の量を次のとおり変更します。キャベツ45g→35g、きゅうり15g→10g、にんじん6.5g→5g、ホールコーン缶10g→5gとします。
83	要求水準書	39	5.3	5.3.1	(2)	(コ)	(f)	アレルギー対応食調理業務	「市が指示した場合は、事業者はアレルギー対応食を含む、主食・副食3品等をセットした給食に加え、専用食器、個人連絡票等を専用配送容器にいれ」とありますが、この方法は、通常食からの取り分けや個別容器への配食、誤配食がないかなどの確認に大変手間がかかります。この方法を「どのくらいの頻度で、何人分行うか」は、作業スペースの検討に大きく影響するため、もう少し具体的な情報を提示願えないでしょうか(「1日あたり最大何人分」や「どのような場合にこの指示がなされるのか」など)。	すべての生徒に対してアレルギー対応食を含む、主食・副食3品等をセットした給食を提供するのではなく、原則は、除去食のみの配送を行います。やむを得ず個別対応が必要な場合について、対応を行う想定です。
84	要求水準書	40	5.3	5.3.1	(2)	(ス)	(a) (ホ)	保存食の採取	配送校に直納される食品(牛乳、パン、当日納品の個包装冷蔵品など)を給食センターにおいて保存するとありますが、各学校の配膳室に設置予定となっている保存食用冷凍庫での保存としてよろしいでしょうか。	給食センターで検食を実施するために、配送校に直送される食品(牛乳、パン、当日納品の個包装冷蔵品など)についても給食センターに納品します。給食センターに納品された牛乳やパン等については、保存食を採取し、給食センターの保存食用冷凍庫に保存します。 なお、学校に直送された牛乳やパン等、および給食センターから配送された給食についても、保存食を採取し、学校の配膳室の保存食用冷凍庫に保管します。
85	要求水準書	44	5.3.	5.3.1.	(5)	(イ)	(c)	回収等業務	「パン・個包装食品の食べ残しにつきましては、(前回)実施方針・要求水準書案に対する質疑回答(No.166)にて、牛乳パックと同様に学校で処分することとなっておりますが、直送品ではない「ふりかけ等の袋」につきましても学校で処分するものとの理解でよろしいでしょうか。	学校に直送される牛乳・パン等の残渣は学校で処理しますが、給食センターから学校に配送する給食の残渣やふりかけ等の袋については、事業者での処分とします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
86	要求水準書	44	5.3	5.3.1	(5)	(ア)	(f)	配膳等業務	アレルギー対応食の最終的な受渡しは、配膳員が行うのでしょうか。	現時点では決定しておりません。学校の関係職員と協議し、令和6年度中に決定します。
87	要求水準書	44	5.3	5.3.1	(5)	(イ)	(c)	回収等業務	牛乳パックの洗浄方法は、全ての牛乳パックについて、(堺市中学校給食衛生管理マニュアルのP27に記載)専用のハサミを使って中身を開けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書	44	5.3	5.3.1	(5)	(ア)	(b)	配膳等業務	「別で配膳スペースを設ける配送校(想定4校程度)」とありますが、具体的な想定校を提示下さい。	事業契約締結後にお知らせします。
89	要求水準書	45	5.3	5.3.1	(7)	(イ)	(c)		食器等については、最低2回は更新を行うこととし、とありますが、トレイ、はし、先丸スプーン、スプーンとおし、はしかご、食器かごも含まれる理解でよろしいでしょうか。	配膳器具(要求水準書 P77 6.3.8. (1) の【配膳器具使用一覧】参照)および長方形トレイ、先丸スプーン、スプーンとおし、はしかご、食器かごについては耐久年数が10年以上であれば最低1回更新を行うことを可とします。 要求水準書を修正します。
90	要求水準書	47	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(a)	見学者	「事業者は、市が生徒や保護者等に対し施設見学を行う場合は、調理業務の内容などの説明に協力すること。」との記載がありますが、見学者の想定人数をご教示ください。特に共用部のバリアフリートイレ以外の一般トイレは、どの程度の規模を想定していますでしょうか。	多数の生徒、保護者及び市民を募集し、施設の見学会等を実施する予定はありませんが、市民が見学を希望した場合には受け入れを行う場合があります。ただし、一度に多数の見学者を受け入れられないよう市で調整を行います。トイレ等の整備については、提案に委ねます。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
91	要求水準書	48	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(f)	映像配信	映像の配信にTwitterやInstagramの使用は可能でしょうか。また、それらを給食センターのホームページ上に表示、またはリンクさせてもよろしいでしょうか	前段については、本市の教職員や生徒が使用しているパソコンではTwitterやInstagramを閲覧することはできません。後段については、事業者の提案に委ねます。
92	要求水準書	48	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(f)	ホームページ使用データ	ホームページでオリジナルキャラクターを使用を行いたい場合、デザイン、作成は事業者が行い、市の著作物とするという理解でよろしいでしょうか。また、市のキャラクターの使用は可能でしょうか	前段はご理解のとおりです。後段について、市のキャラクターの使用については、事業契約締結後に協議します。
93	要求水準書	48	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(g)	食育	生徒にはタブレットの配布がされていると思いますが、そのタブレットについては授業以外で、ICTを使用した食育の一貫とし、給食時間中や配膳室での使用は想定されていますでしょうか	給食時間については、給食の準備や食事時間であるため、生徒個人がタブレットを使用することは困難です。なお、現時点では、タブレットの配膳室での使用は想定していません。
94	要求水準書	48	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(g)	食育	各配膳校配膳室のサンプルケースの有無を教えてください	サンプルケースは必要ありません。
95	要求水準書	48	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(g)	食育	長期休暇中のセンター建物外敷地の使用について、駐車場を使用したイベントの開催は可能でしょうか	事業者の提案に委ねますが、関係機関に対し公有財産を占用する手続きを適切に行ったうえで、本事業の経費とは別として、事業者の責任と費用負担で実施してください。その際、イベントの開催による事故、長期休暇中の維持管理・清掃等に遅延等が生じるなどの事由が発生した場合は事業者の責とします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
96	要求水準書	48	5.3	5.3.1	(11)	(ウ)		その他運営業務に関する特記事項	「必要な調理備品や食器・食缶等の調達費等は市が負担する」とありますが、カッターミキサー、ブレンダー等の調理機器も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、形態食調理時に使用する包丁、まな板等の調理器具については、事業者の準備とします。
97	要求水準書	48	5.3.	5.3.1.	(11)	(ウ)	-	食べる機能に配慮した給食	食べる機能に配慮した食事の対応が必要な生徒が、アレルギー対応が必要な場合もございますでしょうか。	食べる機能に配慮した食事の対応とアレルギー対応が同時に必要な場合もあります。
98	要求水準書	50		6.1				本件施設の概要	『煮炊き調理室等の様子を1階フロア又は2階フロアから確認できるようにすること』とありますが、目視確認の場合とモニター画面での確認においても同等の確認行為と考えると宜しいでしょうか。	要求水準書に記載している「煮炊き調理室等の様子を1階フロア又は2階フロアから確認できる」ようにしていただくことを求めている趣旨は、モニタリングの一環として目視確認できるようにしていただくものであるため、カメラによる確認は不可とします。
99	要求水準書	50	6.1					フロアからの確認	「煮炊き調理室等の様子を1階フロア又は2階フロアから確認できるようにすること」とありますが、基本として市職員の確認目的と考えるとよろしいでしょうか。 また、調理室等の確認場所や方法（目視、カメラ等）は、事業者提案と考えるとよろしいでしょうか。	要求水準書に記載している「煮炊き調理室等の様子を1階フロア又は2階フロアから確認できる」ようにしていただくことを求めている趣旨は、モニタリングの一環として目視確認できるようにしていただくものであるため、カメラによる確認は不可とします。
100	要求水準書	50	6.1.					本件施設の概要	「煮炊き調理室等の様子を1階フロア又は2階フロアから確認できるようにすること。」とありますが、見学通路は不要の事から、ガラス越しに直接目視するのではなく、カメラ映像をモニターに映して確認できる方式でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか？ 又、確認方法の違いにより審査評価に違いは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載している「煮炊き調理室等の様子を1階フロア又は2階フロアから確認できる」ようにしていただくことを求めている趣旨は、モニタリングの一環として目視確認できるようにしていただくものであるため、カメラによる確認は不可とします。なお審査評価については、堺市PFI事業検討委員会に委ねています。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
101	要求水準書	50	6.1						「煮炊き調理室等の様子を1階フロア又は2階フロアから確認」とありますが、確認される市の職員は、栄養士と考えてよろしいでしょうか。	日常的に調理場に立ち入ることがない管理栄養士以外の市職員等を想定しています。
102	要求水準書	51	6.2	6.2.1	(1)	荷受室	(工)	荷受室	(工) 個包装常温品の荷受室を設置とありますが、(ウ)に記載の3室のいずれかとの兼用とすることも可能と考えてよろしいでしょうか。	個包装常温品の荷受室については、野菜類荷受室、肉・魚・卵類荷受室、米荷受室とは別で設置してください。
103	要求水準書	51	6.2	6.2.1	(1)	検収室	(イ)	検収室	「個包装常温品の仕分けを行うこと」とありますが、個包装常温品の荷受室を荷受口側に設ける場合は、専用の検収室を設置する必要はなく、仕分け作業は野菜類検収室内で行うという解釈でよろしいのでしょうか。	個包装常温品の仕分けは、非汚染作業区域で行う必要があるため、野菜類検収室での検収は不可とします。
104	要求水準書	51	6.2	6.2.1	(1)	皮むき室	(工)	皮むき室	「根菜類等冷蔵庫」の設置とありますが、資料7 堺市中学校給食衛生管理マニュアル(案)のP14では根菜類は「常温保存」と記載があります。常温保存(冷暗所での保管)を基本として考えればよろしいでしょうか。	給食に使用する食材は前日配送となるため、暑い時期等の納品後から使用までの時間を考慮して、根菜についても根菜用冷蔵庫を設置します。
105	要求水準書	51	6.2	6.2.1	(1)	皮むき室	(工)	皮むき室	じゃがいもを冷蔵庫で保管することはアクリルアミドの発生につながるため、冷暗所での保管としてよろしいでしょうか。	食品中にアクリルアミドができる主な原因は、原材料に含まれているある特定のアミノ酸と糖類が、揚げる、焼く、焙るなどの高温での加熱(120℃以上)により化学反応を起こすためです。じゃがいもについては、6℃以上で保存することで、ある程度、糖の増加を抑えることも可能であること、給食に使用する食材は前日に配送するため、暑い時期の納品後から使用までの時間、また寒い時期(夜間に0℃まで下がる時期)の納品後から使用までの時間を考慮し、根菜用冷蔵庫を設置します。なお、根菜用冷蔵庫内温度は、適切な温度帯に設定します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
106	要求水準書	51	6.2	6.2.1	(1)			皮むき室	皮むき室は壁で区画せず、使い勝手を考慮し、壁で区画せずコーナーとしても宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
107	要求水準書	53	6.2	6.2.1	(3)			上処理コーナー	上処理コーナーは、煮炊き調理室との一体的に利用を想定し、壁で区画しなくても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	53	6.2	6.2.1	(2)			油庫	「(ア) 新油タンクと廃油タンクを設置すること」とありますが (イ) に「新油庫の位置は～」とあります。新油庫を新油タンクと読み替えて考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書	56	6.2	6.2.1	(5)			特別洗浄室	感染性胃腸炎等により汚染された食器類等の一次対応は学校で行われるとのことですが、それらの対応は配膳員が配膳室で行うことを想定されているのでしょうか。	感染性胃腸炎等により汚染された食器類等の一時対応を、配膳室の配膳担当者が行うことはありません。
110	要求水準書	56	6.2	6.2.1	(5)			特別洗浄室	特別洗浄室は壁で区画せず、使用する際は、シャッター等で区画できるようにしても宜しいでしょうか。	特別洗浄室については、独立した部屋として設置してください。ただし、特別洗浄室の数については、事業者の提案に委ねます。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
111	要求水準書	56	6.2.	6.2.1.	(6)	-	-	備蓄食品庫	備蓄食品庫に保管される市が購入する備蓄物資（レトルト食品）の管理は市の業務と言う理解でよろしいでしょうか。また、保管にあたっては、段ボールを開封せず、そのまま保管すると言う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書	56	6.2	6.2.1	(6)			備蓄食品庫	備蓄食品庫の想定面積及び、保管する備蓄物資の保管方法、数量(ダンボールのサイズ・数量)の想定をご教示下さい。	備蓄物資はカレーとご飯が一体となっているレトルト食品を想定しています。レトルト食品は段ボールに入った状態で保管することを想定しています。なお、段ボールの外寸は379×244×154(mm)として、8,000食の場合、段ボール箱数は約267個と試算しています。
113	要求水準書	56	6.2	6.2.2	(1)	市職員用事務室	(ア)	市職員用事務室	(ア) 50㎡程度とありますが、4名程度で執務が可能な面積として適宜面積を変更して良いと考えて宜しいでしょうか。	市職員用事務室で執務する市職員の人数は、第2給食センターでは最大7名を想定しています。
114	要求水準書	57	6.2	6.2.2	(1)				定員10名以上の机・椅子等を設置することとありますが、会議室の備品は6.3.6什器備品に記載がございません。机・椅子については市が整備するのでしょうか、それとも事業者で整備するのでしょうか。	事業者で整備してください。要求水準書を修正し、6.3.6什器備品に追記します。
115	要求水準書	57	6.2	6.2.2	(1)			市職員用トイレ	市職員用トイレの外来者も利用を想定しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
116	要求水準書	57	6.2	6.2.2	(1)			会議室	「市職員が会議できる室として準備すること。」とありますが、一般への貸出も想定した提案としても宜しいでしょうか。	一般への貸出は想定していません。
117	要求水準書	57	6.2	6.2.2	(2)			トイレ	細菌検査や健康診断を確実に実施している事業者の事務職員が利用するトイレは事業者トイレでよろしいでしょうか。あるいは別に事務員用トイレを設ける必要はありますか。	事業者の提案に委ねます。
118	要求水準書	58	6.2	6.2.2	(2)			電気室	「電気室」とありますが、受変電設備は屋外型キュービクルとして宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
119	要求水準書	58	6.2	6.2.2	(2)			機械室・電気室・ボイラー室	各種設備機器を屋外仕様とし、屋外設置としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
120	要求水準書	58	6.2	6.2.2	(4)			資源物・廃棄物置場	資源物・廃棄物置場は、限られた敷地のため、建物と一体とし、資源物・廃棄物室として宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
121	要求水準書	59	6.2	6.2.2	(4)			その他付帯施設の概要・要求水準	除害施設は下水道管理者と協議を行い、厨房排水による障害を除去するため、除害施設を設置して適切に処理し、公共下水道（汚水）へ排出することと記載がありますが、除害施設に十分な障害を除去する能力を有する場合、P69 6.3.3. 機械設備の（5）排水設備に記載の下水道監理者の指示にしたがい、グリストラップ設置の必要がないと判断された場合、グリストラップの設置は事業者の提案によるもの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本的にグリストラップの設置は必要ですが、下水道管理者と協議した結果、グリストラップを介して除害施設に接続する必要がないと判断された場合は、この限りではありません。
122	要求水準書	59	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(c)	車両出入口	既設出入口の歩道切り下げについて、車両通行時の安全確保のため、切り下げ幅を広げることは可能でしょうか。（現況6mを何mまで可能か）	車両乗入れ口の切り下げ幅は、「堺市車両乗入れ工事承認基準」に基づき、道路管理者と協議のうえ決定します。工事着手にあたり道路管理者とご協議ください。
123	要求水準書	59	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(a)	緑化条例	「堺市緑の保全と創出に関わる条例」で緑化ブロック面積は緑化面積に100%算入できますでしょうか。	堺市宅地開発等に関する指導基準に基づき、駐車場を緑化ブロック（緑化率50%以上）等で整備し、地被類、芝生等によって緑化する場合は、緑化面積に含むことができる場合があります。ただし、駐車場緑化（車両の駐車区画のみで通路は含まない）により有効緑化面積として認められる割合は、必要緑化面積の3分の1までです。また、接道部緑化の2倍計算を運用する場合は、駐車場緑化による緑化面積は有効面積に含むことはできません。
124	要求水準書	59	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(a)	緑化条例	「堺市緑の保全と創出に関わる条例」の基準を満たすために、外部のメンテナンス通路に緑化ブロックを使用し、緑化面積として算入できますでしょうか。	緑化面積として算入できません。
125	要求水準書	59	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(a)	緑化条例	「堺市緑の保全と創出に関わる条例」の基準を満たすために、壁面緑化を設置し、緑化面積として算入できますでしょうか。	当該地域は準工業地域であるため、垂直緑化（壁面緑化）は緑化面積として算入できません。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
126	要求水準書	59		6.3.1	(1)	(ア)	(a)ロ	全般	『雨水貯留施設（地下部に設置する場合はコンクリート製）を設けること』との記載がありますが、強度が確保される場合はコンクリート製でなくても可と変更出来ませんかでしょうか。	不可とします。
127	要求水準書	59	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(a)		雨水貯留施設を地下部に設置する場合はコンクリート製とありますが、樹脂製等は不可ということでしょうか。	不可とします。
128	要求水準書	59	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(a)	意匠設計	雨水貯留施設ですが要求水準書に『地下部に設置する場合はコンクリート製』と記載されておりますが工程、作業スペース等を考慮して樹脂製品のものに置き換えることは可能でしょうか。	不可とします。
129	要求水準書	59	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(c)	駐車場	「市の駐車場として普通者3台分を確保すること。」とありますが、三台以上常に確保できるのならば、従業員駐車場と併用することは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
130	要求水準書	59	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(b)	出入口	歩行者の安全に配慮し、車両出入口の他に、歩行者用の出入口を設置しても宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
131	要求水準書	60	6.3	6.3.1	(1)	(イ)	(a)	リ) トイレ位置	汚染作業区域及び非汚染作業区域の出入口とトイレ入口が直接同じ廊下等を介さない場合は、3m離れていなくてもよいでしょうか。また3mの計測については歩行距離と考えてよろしいでしょうか。	トイレは食中毒菌やノロウイルスなどの病原微生物が存在していることがあります。よって、トイレから食中毒菌やノロウイルスを外に持ち出さない対策を講じる必要があるため、トイレと給食調理エリアの汚染作業区域及び非汚染作業区域の出入口から距離をとる必要があります。この趣旨を踏まえた上で、提案してください。
132	要求水準書	60	6.3	6.3.1	(1)	(イ)	(a)	トイレ3m	「全てのトイレは、給食調理エリアの… 出入口から3m以上離れた場所に設けること」とありますが、「3m以上離れた場所」とは「水平距離で3m以上離れた場所」との理解で宜しいでしょうか。	トイレは食中毒菌やノロウイルスなどの病原微生物が存在していることがあります。よって、トイレから食中毒菌やノロウイルスを外に持ち出さない対策を講じる必要があるため、トイレと給食調理エリアの汚染作業区域及び非汚染作業区域の出入口から距離をとる必要があります。この趣旨を踏まえた上で、提案してください。
133	要求水準書	60	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(d)		洗車スペースは、屋根なしでもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
134	要求水準書	60	6.3	6.3.1	(1)	(イ)	(a)	調理の系統	「肉・魚・卵類と野菜…」とありますが、肉・魚と卵類で独立した系統の必要はないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
135	要求水準書	61	6.3	6.3.1	(3)	(ウ)	(b)	天井	「天井には耐震ブレースや耐震クリップを使用する」と記載がありますが、使用する室は、特定天井となる部分及び災害時の炊き出し調理や物資の荷積み等の部屋のみで宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。耐震性能の向上などを考慮して適切に使用してください。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
136	要求水準書	61	6.3	6.3.1	(1)	(イ)	(b)	前室	前室の着替えの順番の想定はございますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
137	要求水準書	61	6.3	6.3.1	(2)	(イ)		構造計画	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」とありますが、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説令和3年度版」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書	61	6.3	6.3.1	(2)	(イ)	(c)	構造計画	Ⅱ類等は具体的に、数値で定められていますが、乙類に関して、具体的に基準を満たしていることを確認する指標等の想定はございますでしょうか。	指標等の想定はありません。
139	要求水準書	62	6.3	6.3.1	(4)	(ア)		扉	「諸室の扉は密着性の高いものとする。」と記載がありますが、開戸としないと密着性は確保できません。一般的な引戸を使用して問題ないでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、可能な限り密着性の高いものとしてください。
140	要求水準書	63	6.3	6.3.1	(4)	(オ)		天井	「天井は～結露を防止するため断熱性能を高めること。」と記載がありますが、結露防止対策を行う範囲は事業者提案でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、建築物等に劣化が生じぬよう適切に結露防止策を講じてください。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
141	要求水準書	64	6.2	6.3.1	(7)	(カ)		災害発生対策	災害発生時の対策について、災害時の炊き出し調理や物資の荷積仕分け等を行う室を検討することで宜しいでしょうか。	大規模災害発生時における非汚染区域の調理設備を使った避難所等への炊き出しについては、困難であると考えています。ただし、市域内において非常災害が発生した場合には、施設設備の使用及び調理従事者の応援などの協力を求めています。
142	要求水準書	64	7.3	6.3.1	(7)	(キ)	(a)	停電対策	「一時的な停電対策」についての停電とは通常及び災害時停電と考え、停電対策時間は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	冷凍冷蔵設備が停電時においても停止しない電源容量と考慮してください。冷凍冷蔵庫に保管している食材に支障をきたさない範囲と捉えています。なお、災害時停電は該当しません。
143	要求水準書	66	6.3	6.3.2	(5)	(カ)		通信・情報設備等	室名の記載された1～20の箇所に施設内線を設置することとありますが、固定式内線電話機を設置すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書	67	6	6.3.2	(9)			機械警備設備	機械警備設備はレンタル方式とすることで、次期事業者へレンタル契約を継承するが可能ですが、レンタル方式とすることは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
145	要求水準書	70	6	6.3.4	(4)			その他設備	AEDを設置とありますが、AEDをリース契約とすることも可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
146	要求水準書	72	6.3	6.3.5	(2)	(イ)	(c)	イ) 調理釜	掃除用ホース接続口（給水・給湯ともに）、とありますが、運営上支障がなければ、他市案件でも一般的なので、給水のみでもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
147	要求水準書	76	6.3.	6.3.6.	(3)	-	-	配膳室の什器備品等	配膳員のユニホームにつきましては、上下セットの物を着用いたしますが、更衣室（スペース）等はございますでしょうか。また、配膳室内で更衣する場合や休憩スペースの確保も含め、カーテン等を設置することは可能でしょうか。	配膳室内をパーティションで区切り、スペースをつくって、着替えや休憩に使用する予定です。昼食をとることも可能です。
148	要求水準書	77	6.3	6.3.8	(1)	(工)		食缶調達数	「予備数量を5%程度見込む」とありますが、ベースとなる数量は、要求水準書P8の計画食数表の合計学級数「184」に教職員室14校分（1学校1室）を加えた198でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書の6.3.8.（1）（工）の「5%程度」を「5%」に変更します。
149	要求水準書	78	6.3	6.3.8	(2)			【アレルギー対応食用配食容器】	品名、容量から判断するに、すべて円筒形の容器のようですが、ハンバーグなどのおかずの配食に問題ないでしょうか。また、「※個人別に準備すること」とありますが、これは、要求水準書P39のアレルギー対応食調理業務における「(f) 市が指示した場合は、事業者はアレルギー対応食を含む、主食・副食3品等をセット」する場合に、すべての容器を使用する可能性がある、ということで、基本は、1人1品の除去食提供（＝容器は1点のみ使用）という理解でよろしいでしょうか。	前段については、容器に合わせた除去食献立作成を行います。後段については、要求水準書6.3.8.(2)食器等の【アレルギー対応食用配食容器】の数量「1人2個」から「1人1個」に修正します。
150	要求水準書 資料2 事業用地現況測量 図【220408追加】							敷地境界	現況測量図に敷地境界線を朱書き追記をお願いします。	閲覧資料として貸出している測量調査調査報告書の作業面積図をご確認ください。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
151	要求水準書 資料5								牛乳納入時刻と学校数はありますが、どの学校がどの時間帯にあたるのかご教示ください。	牛乳の納入時間は、現在契約している牛乳業者の各学校への納入時間を参考としています。各学校への納入時間については、事業契約締結後にお知らせします。
152	要求水準書 資料5							牛乳納入時刻と学校数 (想定)	牛乳の納入時刻と学校数を追記して頂きましたが、いずれの学校に付随する時間帯であるかをお示し頂きたくお願い致します。	牛乳の納入時間は、現在契約している牛乳業者の各学校への納入時間を参考としています。各学校への納入時間については、事業契約締結後にお知らせします。
153	要求水準書 資料6								既設擁壁はすべて解体となっております。 それで西側については敷地と歩道との高低差が最大1.5mあり、擁壁を撤去した際に歩道への影響が懸念されます。歩道への影響有無を確認したいので既設擁壁若しくは歩道取り合いが分かる図面を開示していただけませんか。	市が保有している情報は、閲覧資料の既存施設図面が全てです。
154	要求水準書 資料7	8	3		(1)			【副食の冷却】	真空冷却機は食品を入れ替えるごとに残渣や水を拭き取り、アルコール消毒をするとありますが、逆に汚染を冷却機内に拡散させる可能性があります。清掃頻度について再検討頂いてよろしいでしょうか。	真空冷却機については、「調理場における洗浄・消毒マニュアルパート1」P.29に従い、調理中の食品が替わるときについては、消毒した水切ワイパーで機内の食品残渣・水分を除去すること、温度センサーを使用した場合はアルコールを浸したペーパータオルでぬぐいながら消毒することを基本とします。なお、「堺市中学校給食衛生管理マニュアル（案）」の修正等については、令和6年度中に行います。
155	要求水準書 資料7	12						冷凍液卵	冷凍液卵は、記載が見受けられますが、割卵はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
156	要求水準書 資料7	12						冷凍食肉・肉加工品	冷凍食肉・肉加工品は全てカットされた状態での入荷という理解でよろしいでしょうか？センター内で食肉・肉加工品をカットする作業はございますでしょうか？	使用する冷凍の肉、魚類については、すべてカット済食品を使用します。
157	要求水準書 資料7	12						冷凍魚・魚加工品	冷凍魚・魚加工品は全てカットされた状態での入荷という理解でよろしいでしょうか？センター内で魚・魚加工品をカットする作業はございますでしょうか？	使用する冷凍の肉、魚類については、すべてカット済食品を使用します。
158	要求水準書 資料7	13						冷凍ベーコン・ハム等	冷凍ベーコン・ハム等は全てカットされた状態での入荷という理解でよろしいでしょうか？センター内でベーコン・ハム等をカットする作業はございますでしょうか？	使用する冷凍の肉加工品については、すべてカット済食品を使用します。
159	要求水準書 資料7	13						冷凍豆腐	冷凍豆腐は全てカットされた状態での入荷という理解でよろしいでしょうか？センター内で豆腐をカットする作業はございますでしょうか？	使用する冷凍豆腐については、カット済食品を使用します。
160	要求水準書 資料7	13						缶詰類	缶は「上処理スペースで開缶する」とありますが、実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第1給食センターNo.65にて「下処理室で開缶するものとします」との回答があります。上処理室での開缶を正と考えれば宜しいでしょうか。	缶詰類は、下処理室で開缶します。 なお、「堺市中学校給食衛生管理マニュアル（案）」の修正等については、令和6年度中に行います。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
161	要求水準書 資料10								牛乳や卵の使用量が多い献立が見当たりませんが、献立により、使用量が大きく増加し、温度管理が重要な食材（例えば、シチューの牛乳、オムレツの液卵、など）で、資料10に明記されていないような献立の予定はありましたら、該当する食材や量など、必要保管容量が検討できる資料をご提示ください。	液卵は1人あたり最大で30g程度、牛乳は1人あたり最大で35g程度を使用する献立の実施を想定しています。
162	要求水準書 資料10								No.8の献立【バイクドパンブキン】の調理で、かぼちゃの切り方等の欄には「くし型4cm」、調理方法等には「かぼちゃは厚さ1cmに切る」と2種類記載があります。かぼちゃは「厚さ1cm、長さ4cmのくし型に切る」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準書 資料10							献立(想定)	想定献立内の食品に「冷ボンレスハム」「冷ベーコン」がありますが、これらはカット済食品との認識でよろしいでしょうか。また、肉・魚類でカットが必要な食材がある場合はご教示ください。	使用する冷凍の肉、魚類については、すべてカット済食品を使用します。
164	要求水準書 資料10							食品全般	市場が休みの日もあるかと思いますが、その場合でも第1センターの敷地内に整備される給食物資配送拠点から第二給食センターへ「毎日」配送されてくると考えれば宜しいでしょうか。（食材保管設備の容量に影響します）	ご理解のとおりです。
165	要求水準書 資料10								かまぼこ、ちくわ等の練り製品は肉・魚・卵類下処理室の冷蔵庫にて保管と考えて宜しいでしょうか。	かまぼこ、ちくわ等の練り製品については、野菜類下処理室の冷蔵庫で保管します。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
166	要求水準書 資料10							No.2	「さわらのみそ焼き」について、ホテルパン1枚に20切までとありますが1人40gであることを考慮して適宜個数を調整して宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。
167	要求水準書 資料10							No.7	「ささがきごぼう」は泥が落とされた洗浄済みの洗いごぼうと考えて宜しいでしょうか。	「ささがきごぼう」は、泥が落とされ、ささがきにカットされたものを納品します。
168	要求水準書 資料10							No.8	「冷フランクフルト（カット）」は肉・魚・卵類下処理室の冷蔵庫、冷凍庫にて保管と考えて宜しいでしょうか。	「冷フランクフルト（カット）」は、野菜類下処理室の冷蔵庫で保管します。
169	要求水準書 資料10								前回の個別対話の結果の中で「一から手作りするメニューはない」との記載がありましたが、カットした野菜に衣を付けて揚げる「かき揚げ」や、冷凍の魚に粉を付けて揚げる「竜田揚げ」等、原材料に一部手を加えて作る焼物、揚げ物メニューはございますでしょうか。	野菜に衣をつけて揚げる「かき揚げ」や「野菜の天ぷら」等の献立は実施する予定です。
170	要求水準書 資料12							No.3	要求水準書では給食センター内に「食材保存食用冷凍庫」「調理済食品保存食用冷凍庫」を設置すると記載されていますが、配送校の配膳室備品一覧の保存食用冷凍庫は、どのような使用用途を考えていますでしょうか。	学校に直送された食品や、給食センターから配送された給食の保存食を保管します。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
171	様式集	2	第1	4	(2)			入札に関する提出書類	入札に関する提出書類は様式20～23とのことですが、厳封するのは様式21のみで、様式20.22.23については、封入しないでの提出でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	様式集	3	第1	5				提案審査書類に関する提出書類	様式集について、枠線や上下左右の余白は、適宜調整（着色含む）して記載・作成してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
173	様式集	3	第1	5	(3)			提案審査書類に関する提出書類	提案書には構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示が禁止されておりますが、構成員以外の企業（例えば下請企業や金融機関、保険会社など）を提案書内で記載する場合は、企業名を記載しても問題ない認識で宜しいでしょうか。	入札参加グループの構成員の企業名が特定されないのであれば、使用しても問題ありません。
174	様式集	3	第1	5	(3)			概要説明 企業名記載	様式集_概要説明(第2給食センター)3頁目、(3) 提案審査書類には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと。と記載ありますが、正本には企業名対応表を別途付ける形とし、提案内容は副本と同じの対応でも問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
175	様式集 概要説明書	3	第1	5	(3)			企業名を特定 又は推測できる 表記	構成企業が持つ特許工法や什器備品を提案する場合、その名称等の記載はよろしいでしょうか。	容易に入札参加グループの構成員の企業名が特定又は推測される場合は、ご配慮ください。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
176	様式集 概要説明書	3	第1	5	(3)			企業名を特定 又は推測でき る表記	提案説明の中で、図や写真を使う際に、昨今では著作権や版權などの扱いにおいて、出所（出展）表示が必要となります。出所を詳細に調べると、企業が想定される場合がありますが、よろしいでしょうか。	容易に入札参加グループの構成員の企業名が特定又は推測される場合は、ご配慮ください。
177	様式集 概要説明書	3	第1	5	(3)			企業名の記載	構成員（代表企業、構成企業、協力企業）の企業名は表示不可とのことですが、構成員の下請先・再委託先や金融機関、アドバイザー等の第三者機関に関しては、具体的な社名の記載は可能と理解してよろしいでしょうか。	容易に入札参加グループの構成員の企業名が特定又は推測される場合は、ご配慮ください。
178	様式集 概要説明書	3	第1	5	(3)			提案審査書類に関する提出書類	「提案審査書類には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと。」とありますが、正本・副本とも共通の事項であり、正本・副本の記載内容及び綴じ込む内容は同一になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、正本には企業名対応表を別途付けるなど匿名の企業がどの事業者に該当するか分かるようにしてください。
179	様式集 概要説明書	3	第1	5	(5)			提案審査書類に関する提出書類	「様式ごとにインデックスを付けること。」とありますが、インデックスは、シールを貼付するタイプではなく、インデックスシート挟み込み形でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
180	様式集 概要説明書	3	第1	5	(5)			提案審査書類に関する提出書類	「様式ごとにインデックスを付けること。」とありますが、インデックスへの記載は「様式24」「様式35」のように、「様式+二桁数字」（-以降の枝番は不要）との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
181	様式集 概要説明書	3	第1	5	(5)			提案審査書類に関する提出書類	「様式ごとにインデックスを付けること。」とありますが、インデックスを様式番号ごと（枝番まで）につける場合、インデックスの数が多数になってしまうことから、必須項目、加点項目の各提案審査書類については、それぞれの表紙・目次で示された提案審査書類単位【(ア)～(オ)、表紙を除く】ごとにインデックスを付けることをお認めいただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
182	様式集	3	第1	5	(5)			概要説明 インデックス	様式集_概要説明(第2給食センター)3頁目、(5) 様式ごとにインデックスを付けること。と書かれておりますが、項目毎にインデックスを差し込む形の対応にさせて頂けないでしょうか。例) (ア) 事業計画に関する提案、(イ) 設計・建設に関する提案…等、インデックスをページ1枚として差し込む形式	事業者の提案に委ねます。様式集の当該記載について修正します。
183	様式集	3	第1	5	(6)			概要説明 バインダー数	様式集_概要説明(第2給食センター)3頁目、(6) バインダー左綴じとし、正本1部、副本10部の合計11部を提出すること。とのみ記載されておりますが、様式24～35及び図面集を1冊のA4にまとめて提出でしょうか。それとも様式24～35はA4ファイル、図面集はA3ファイルの2分冊提出でしょうか。	様式24～29については、A4サイズのバインダーに左綴じとし、正本1部、副本2部の合計3部をご提出ください。図面集と様式30～35については、A4サイズのバインダーに左綴じとし、正本1部、副本10部の合計11部をご提出ください。なお、「様式24～29」と「図面集」と「様式30～35」は、それぞれ別冊にしてください。
184	様式集 概要説明書	3	第1	5	(6)			提案審査書類に関する提出書類	「バインダー左綴じとし、正本1部、副本10部の合計11部を提出」とありますが、バインダーの綴じ方について、必須項目（図面集合む）及び加点項目を全て1冊に綴じるとの理解でよろしいでしょうか。もしくは分冊が必要でしょうか。分冊が必要な場合、その分け方（冊数）並びにファイルサイズの詳細（書式サイズがA4中心となる「必須項目」「加点項目」は、それぞれA4ファイルに綴じ、A3が中心となる「図面集」はA3ファイルに綴じて3分冊とする、等）をご教示ください。	様式24～29については、A4サイズのバインダーに左綴じとし、正本1部、副本2部の合計3部をご提出ください。図面集と様式30～35については、A4サイズのバインダーに左綴じとし、正本1部、副本10部の合計11部をご提出ください。なお、「様式24～29」と「図面集」と「様式30～35」は、それぞれ別冊にしてください。
185	様式集 概要説明書	3	第1	5	(6)			提案審査書類に関する提出書類	「バインダー左綴じとし、正本1部、副本10部の合計11部を提出」とありますが、バインダーの表紙及び背表紙への記載事項に指定がございましたら、ご教示ください。	パイプ式ファイル等に綴じて提出してください。また、表紙・背表紙については、事業名称、提案書類名（必須項目提案審査書類など）と応募グループ番号が分かるようにしてください。なお、応募グループ番号は後日、入札参加グループの代表企業に連絡します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
186	様式集 概要説明書	3	第2	1	(2)			記載内容及び 方法	「～添付資料又は補足資料に関する事項が記載されている場合など～」とありますが、添付資料や補足資料として認められる書類名をご教示（ご指定）ください。	事業者の提案に委ねます。
187	様式集	3	第2	1	(2)			作成要領等	添付資料が認められておりますが、金融機関からの融資確約書や関心表明書等を添付しても問題ない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	様式集 概要説明書	3	第2	1	(5)				「図面を除き、提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること」とありますが、イラストや表中の文字についても読み取れる範囲であれば10.5ポイント以下の文字サイズとしてもよろしいでしょうか。	図表等の説明文字に関しては、事業者の提案に委ねますが、見やすく配慮してください。
189	様式集 概要説明書	3	第2	1	(5)			文字の大きさ	提案書類の中で、図表等の説明文字や、表中の文字も10.5ポイント以上でしょうか。	図表等の説明文字に関しては、事業者の提案に委ねますが、見やすく配慮してください。
190	様式集	5	第3					維持管理費 見積書	「様式28-3」となっています。	誤記です。様式集の当該記載について修正します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
191	様式集 概要説明書	5	第3					提出書類一 覧 維持管理費 見積書	様式名につきまして、「様式28-3」とございますが、「様式28-2」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	誤記です。様式集の当該記載について修正します。
192	様式集	様式5 等						入札参加資 格申請関連	様式5や様式8等に記載する「所在地」「商号又は名称」「代表者職氏名」は貴市の入札参加資格に登録している情報を記入するという理解でよろしいでしょうか。また、様式7の連絡先一覧は入札参加資格者以外の情報(委任先の支店等)でもよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は本件入札手続きを実際に担当しているご担当者様の連絡先を記載してください。
193	様式集	様式 4~16						入札参加資 格審査に必要 な書類	入札参加資格申請をする際の必要提出書類は様式4~16に記載の通りで、様式4から16に記載しているもの以外(例えば会社謄本・決算書・納税証明書等)の提出は不要との認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
194	様式集	様式 4~16						入札参加資 格審査	本事業の実務遂行は本社が行う場合でも、堺市業者登録が支店名義となっていれば、支店名義で入札参加資格審査書類を作成・提出するとの認識で相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	様式集	様式6						グループ構成 員一覧	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。 それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	市の入札参加者名簿に登録しているものとします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
196	様式集	様式 8-1						委任状	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。 それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	市の入札参加者名簿に登録しているものとします。
197	様式集 様式8-2委任状 (復代理人)	様式 8-2						委任状(復代理人)	入札参加表明や資格審査申請、入札に係る提出書類の記名押印欄についてはすべて代表者名で提出(権限委任は無し)しますが、実際の貴市への提出持参対応のみを当該代表者ではない代表企業の別の代理の者が行う場合には、本様式の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	提出をお願いします。
198	様式集 様式8-2委任状 (復代理人)	様式 8-2						委任状(復代理人)	委任事項に「下記事業に関する入札辞退について」と、「下記事業に関する入札について」との記載がありますが、これらは誤記では無く、入札参加資格申請時点で本事業の入札に係る代理人までを届け出る内容であるとの理解で宜しいでしょうか。	様式8-2の「4. 下記事業に関する入札について」を削除します。入札に関する委任状は様式23を提出してください。
199	様式集 様式9 入札参加資格申請書	様式9						添付書類	※少なくとも1者は、市の入札参加資格を有する者であることを証する書類として、堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格の区分「業務委託・役務の提供」のうち、業種及び種目「建物の維持管理051002 建物環境衛生」に有効な登録を有していることを証する書類を提出すること。 とありますが、「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	当該業種及び種目について、市の入札参加資格を有していることがわかる資料をご提示ください。
200	様式集	様式9						入札参加資格申請書	納税証明書に関する記載がございませんが、提出は不要でしょうか。	納税証明書の提出は不要です。共通及び個別の参加資格要件は、様式9「入札参加資格申請書」の提出をもって誓約されたものとします。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
201	様式集	様式9						入札参加資格申請書	納税証明書の提出が必要となる場合、国税（法人税、消費税）は「納税証明書その3の3」で宜しいでしょうか。	納税証明書の提出は不要です。共通及び個別の参加資格要件は、様式9「入札参加資格申請書」の提出をもって誓約されたものとします。
202	様式集	様式9						入札参加資格申請書	納税証明書の提出が必要となる場合、地方税については、貴市に事業所がない場合は提出は不要でしょうか。それとも貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書の提出が必要でしょうか。	納税証明書の提出は不要です。共通及び個別の参加資格要件は、様式9「入札参加資格申請書」の提出をもって誓約されたものとします。
203	様式集	様式9						入札参加資格申請書	設計企業と工事監理企業が同一の場合、重複する添付書類（建築士事務所登録、業務実績を証する書類、会社概要等）は省略可能（1部）でしょうか。業務ごとに必要（計2部）でしょうか。	書類不備等を防止するため、各業務で提出してください。
204	様式集	様式9						入札参加資格申請関連	「国又は地方公共団体が発注した」業務の実績について、国又は地方公共団体と直接契約していない業務（PFI案件の構成員、再委託等）でも認められるでしょうか。また、その場合に添付すべき書類についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。その場合、基本協定書、事業契約書、SPCに設立に関する書類（定款など）などを添付してください。なお、SPCの構成企業から受託した下請け企業の場合は、その旨が分かる資料を添付してください。
205	様式集	様式10						事業実施体制	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。それとも「その他」と記載するのでしょうか。	「FA業務・SPC管理業務」などその他の業務内容がわかるように記載してください。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
206	様式集 様式20-29 〔入札・必須審査〕	様式 25-3						事業実施体制	バックアップサービス（代行保証企業）を設定する場合も、「バックアップサービス-A」のように匿名で記載する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加グループの構成員の企業名が特定されないのであれば、記載していただいても問題ありません。
207	様式集 様式20-29 〔入札・必須審査〕	様式 25-3						事業実施体制	「再委託先等、SPCから間接的に業務を受託する法人についても、提案時に決定している範囲内で可能な限り明示してください。」とありますが、これらの企業については、具体的な社名を記載可能と理解してよろしいでしょうか。	入札参加グループの構成員の企業名が特定されないのであれば、記載していただいても問題ありません。
208	様式集 様式20-29 〔入札・必須審査〕	様式 25-5						要求水準 チェックリスト	書式サイズにつきまして、「A4判」とございますが、様式集 概要説明の提出書類一覧のとおり「A3判版 縦書き」と読み替えてよろしいでしょうか。また、バインダー 編綴時につきましては、本書式においては上部綴じと理解してよろしいでしょうか。	前段・後段ともにご理解のとおりです。様式の当該記載について修正します。
209	様式集 様式21入札書	様式 21						入札書	「（様式23）委任状」を提出して入札書を提出する場合には、代表者職氏名欄及び代理人氏名欄の両方に押印の上で提出するとの理解で宜しいでしょうか。	代表者職氏名には代表者職氏名の印を代理人氏名欄には代理人氏名の印を押印してください。
210	様式集 様式21入札書	様式 21						入札書	「（様式23）委任状を提出して代理人が入札書を提出する場合、封筒の厳封の際の割印などの押印は、代表企業の代表社印と代理人印のいずれを押印すべきか、ご指示下さい。	代表企業の代表社印としてください。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
211	様式集 様式23委任状	様式 23						委任状	入札（見積）や提案審査書類の記載内容に係る権限は委任をしないが、入札書及び提案審査書類の貴市への提出持参対応（開札への立会いがある場合には、その立会いを含む）を代表企業の別の代理の者が行う場合には、本委任状の提出は必要でしょうか。	委任状を提出してください。
212	様式集 様式23委任状	様式 23						委任状	（様式8-2）委任状（復代理人）においても「下記事業に関する入札について」と記載がありますが、参加資格申請時点で当該様式を提出した場合であっても、入札時は再度本（様式23）の提出が必要との理解で宜しいでしょうか。	様式8-2の「4. 下記事業に関する入札について」を削除します。入札にに関する委任状は様式23を提出してください。
213	様式集	様式 25-1						サービス対価C	サービス対価Cの固定料金合計額の行に、事業契約書（案）別紙4-1「表 サービス対価の構成（頁51）」に記載の「その他費用」の記載がございませんが、当該費用は「うち運営費相当額」の内数として記載する理解で宜しいでしょうか。	その他費用が発生する場合は「うちその他費用相当額」を追加してください。
214	様式集（Exel様式）	様式 25-2						事業スケジュール	設計・建設期間中に金融機関からのつなぎ融資を調達する場合、適宜「融資契約締結」欄や「つなぎ融資」欄を追加して、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	様式集	様式 25-4						収支等計画	SPC清算に係る費用等の計上のため、令和22年度の行を追加しても差支えございませんでしょうか。	本事業期間中に発生する費用を記載してください。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
216	様式集	様式 25-4						収支等計画	<市のライフサイクルコスト> は発生主義にて記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	様式集	様式 25-4						収支等計画	千円単位にて記載とございますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	様式集 (Excel様式)	様式 25-4						事業所税	本事業を遂行するSPCに対して事業所税 (資産割) が課税される場合、事業所税は営業費用項目の公租公課欄に記載すれば、よろしいでしょうか。また、上記の場合、市のライフサイクルコストの市税収欄にも事業所税を加算して、記載すればよろしいでしょうか。	両方ともご理解のとおりです。
219	様式集 様式25-4	様式 25-4						収支等計画の 項目	資金残高と整合を取るために、項目の追加は問題ないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
220	様式集 様式25-4等	様式 25-4 等						収支等計画の 表示方法	千円単位以下の金額については四捨五入か切り捨てかご指示いただけませんでしょうか。	四捨五入をしてください。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
221	様式集	様式 25-4						収支計画	貸借対照表 (BS) や、各事業指標 (IRR,DSCR等) は適宜追加は出来るが、必須ではないとの認識で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	様式集	様式 25-4						収支計画	様式のExcelにシートを追加して収支計画の計算根拠をお示しする場合、当該シートについても提案書添付資料としての提出は認められますでしょうか。	提案書ではなく、補足する資料として取り扱います。評価については、堺市PFI事業検討委員会に委ねています。
223	様式集 様式25-5①～⑤	様式 25-5 ①～ ⑤							様式集_概要説明(第2給食センター)5ページの提出書類一覧ではA3縦書きと記載、様式集_様式20-29(入札・必須審査)(第2給食センター)の12枚目にはA4判と書かれています。A3かA4かご指定頂けますでしょうか。	A3縦書きとします。様式集の当該記載について修正します。
224	様式集 様式20-29	様式 26-1						図面集	⑩調理設備リスト、⑪各種備品リスト(調理備品含む)は共にA3サイズ1枚以内となっておりますが、記載点数が多いため1枚で収まらない可能性が高く、文字のフォントもかなり小さくなります。よって、枚数を任意としていただけませんか。	任意に修正します。
225	様式集	様式 26-1						図面集	図面について縮尺の指定がありますが、適宜見やすい縮尺へサイズ調整して宜しいでしょうか。	提案内容を比較するため、図面は原案の縮尺で提出してください。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
226	様式集	様式 26-1						図面集	④施設平面図（各階） A3 2枚以内とありますが、必要があれば地下図面、屋根伏図面等を追加して枚数を増やして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	様式集	様式 26-1						図面集	⑩調理設備リスト A3 1枚以内とありますが、品目が多く表記しきれないため枚数を適宜として頂けないでしょうか。（極力枚数を減らして簡潔に表記致します）	適宜とします。様式集の当該記載について修正します。
228	様式集	様式 26-1						図面集	⑩調理設備リストに記載が必要な内容は「機器名称」「型式」「外形寸法」「仕様（能力・容量等）」と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	様式集	様式 26-1						図面集	⑪各種備品リスト（調理備品含む） A3 1枚以内とありますが、品目が多く表記しきれないため枚数を適宜として頂けないでしょうか。（極力枚数を減らして簡潔に表記致します）	適宜とします。様式集の当該記載について修正します。
230	様式集	様式 26-1						図面集	「食器・食缶等」は⑪各種備品リスト（調理備品含む）へ記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
231	様式集	様式 26-1						図面集	⑫調理動線図について、指定の5日分の動線を表記するとありますが、2献立の組み合わせは考慮せずに各日それぞれの動線を5枚に分けて表記すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	様式集	様式 26-1						図面集	⑩調理設備リスト⑪各種備品リスト（調理備品含む）について、枚数制限が1枚とありますが、リストに表記する点数が多く1枚だと作成が困難な為、枚数制限を任意にさせていただけないでしょうか。	任意に修正します。
233	様式集 様式26-1から29-2	様式 26-1 から 29-2						消費税相当額	記載のある「消費税相当額」について、こちらは直前の「中計」に簡易的に10%をかけたものを記載する考えで問題ございませんでしょうか。あるいは、事業契約書の別紙4-2の消費税額合計と端数で相違が生じた場合に整合が必要でしょうか。別紙4-2のサービス対価ABCの消費税について、請求単位ごとに算定（消費税計算）し、積み上げとする方法を想定しているため、中計を簡易的に乗じた場合と端数で相違する可能性があるため質問させて頂いております。	様式に記載する消費税相当額は、各項目の税抜き価格を合算したものを「中計」に記載し、その中計の金額に消費税率10%を乗じて算出してください。ただし、非課税の項目がある場合は、その分を除いた消費税相当額としてください、
234	様式集	様式 26-6 ①						初期調達費見積書	単位は千円とございますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	様式集	様式 26-6 ①						初期調達費見積書	本様式に記載する消費税相当額は、サービス対価Aに対する消費税ではなく、各費目に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式に記載する消費税相当額は、各項目の税抜き価格を合算したものを「中計」に記載し、その中計の金額に消費税率10%を乗じて算出してください。ただし、非課税の項目がある場合は、その分を除いた消費税相当額としてください、

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
236	様式集 (Exel様式)	様式26-6 ①						消費税	初期調達費見積書では、建中利息など非課税部分を控除し、消費税相当額を算出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	様式集 (Exel様式)	様式26-6 ②～ ④						見積書	見積書が複数ページにわたる場合、各ページで諸室ごとに分けし小計算出することが困難なことから、最終ページで合計金額を算出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
238	様式集	様式26-6 ④						様式26-6④	食器・食缶等は数量・種類が明確なので明細を記載しますが、調理室内で使う調理備品は、1点1点の単価が安く、数量・種類が膨大な為、一式の金額計上で記載してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
239	様式集	様式27-2						開業準備費見積書	単位は千円とございますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	様式集	様式27-2						開業準備費見積書	本様式に記載する消費税相当額は、サービス対価Bに対する消費税ではなく、各費目に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式に記載する消費税相当額は、各項目の税抜き価格を合算したものを「中計」に記載し、その中計の金額に消費税率10%を乗じて算出してください。ただし、非課税の項目がある場合は、その分を除いた消費税相当額としてください。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
241	様式集 様式27-2	様式 27-2						開業準備費 見積書	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問の回答No.114にて、リハーサルで用意する予定食数は開業準備期間中に市と協議して設定するとなっておりますが、提供訓練費の見積もり作成は事業者で食数を提案し根拠の欄に記載するという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
242	様式集	様式 28-2						維持管理費 見積書	単位は千円とございますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	様式集	様式 28-2						維持管理費 見積書	保険を維持管理業務と運営業務に区分せず一括で付保する場合、保険料は様式29-2にまとめて計上してもよろしいでしょうか。	保険料を維持管理と運営で費用を案分することができるのであれば、それぞれ計上してください。難しい場合は様式29-2としますが、その際、維持管理業務の保険料も含まれていることが分かるように「13.保険料（維持管理業務も含む）」と項目に記載してください。
244	様式集	様式 28-2						維持管理費 見積書	SPCの運営に係る費用については、様式29-2にまとめて計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	様式集	様式 28-2						維持管理費 見積書	本様式に記載する消費税相当額は、サービス対価Cに対する消費税ではなく、各費目に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式に記載する消費税相当額は、各項目の税抜き価格を合算したものを「中計」に記載し、その中計の金額に消費税率10%を乗じて算出してください。ただし、非課税の項目がある場合は、その分を除いた消費税相当額としてください。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
246	様式集 様式28-2	様式 28-2						維持管理費 見積書	その他業務に該当する、食べる機能に配慮した給食の提供について、要求水準書P4 8には「将来的に必要なが生じた場合」と記載されていますが、維持管理見積もりは積算根拠の欄に〇年度からの計上と記載を行い試算するという理解でよろしいでしょうか	将来的に必要なが生じた場合に、その費用等を含めて市と協議していただくことを想定しますので、見積書への計上は不要です。
247	様式集 様式28-2	様式 28-2						維持管理費 見積書	内訳の8. 長期修繕計画作成業務に記載する金額は、様式34-1-2_ (工) 維持管理に関する提案に添付する修繕計画表の事業期間修繕額を記載するという理解で宜しいでしょうか。	長期修繕計画の作成に係る経費についてご記載ください。
248	様式集	様式 29-1						様式29-1	当様式に記載されている「③運営担当者の配置」につきまして、項目番号は③ではなく②との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式集の当該記載について修正します。
249	様式集 様式29-2	様式 29-2						SPC手数料	SPC手数料とございますが、事業契約書別紙4-1に規定するサービス対価Cの「その他費用」（特別目的会社の運営費、法人税等法人の利益に対して係る税金、特別目的会社の税引き後利益）を示すものという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
250	様式集 様式29-2	様式 29-2						平準化した額	様式28-2維持管理費見積書においては「平準化した額を記載」とございますが、様式29-2運営費見積書の固定費についても、平準化は必要でしょうか。	様式29-2について、平準化は不要です。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
251	様式集	様式 29-2						運営費見積書	単位は千円とございますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	様式集	様式 29-2						運営費見積書	SPCの運営に係る費用については、その他業務へ計上すればよろしいでしょうか。	備考に記載のとおり必要に応じて費目を追加してください。
253	様式集	様式 29-2						運営費見積書	本様式に記載する消費税相当額は、サービス対価Cに対する消費税ではなく、各費目に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式に記載する消費税相当額は、各項目の税抜き価格を合算したものを「中計」に記載し、その中計の金額に消費税率10%を乗じて算出してください。ただし、非課税の項目がある場合は、その分を除いた消費税相当額としてください。
254	様式集 様式29-2	様式 29-2						生徒及び教職員数	令和8年度の生徒及び教職員数が71,119となっておりますのでご確認頂けますと幸いです。	誤記です。計画食数を修正します。
255	様式集	様式 29-2						運営費見積書	令和8年度の生徒及び教職員数71,119名とありますが、募集要項P.16記載の7,119名が正しい数値という理解で宜しいでしょうか？	誤記です。計画食数を修正します。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
256	様式集 (Excel様式)	様式29-2						配送車リース	配送車をリースで対応する場合、様式26-6①「初期調達費見積書」の「12.配送車」欄は空欄とし、様式29-2「運営費見積書」の「8.配送車維持管理業務」の「諸経費」欄に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	配送車をリースする場合であっても、様式26-6①「初期調達費見積書」の「配送車」に計上してください。
257	様式集 様式30-35 〔加査〕	様式31-1 ～35-5						枚数制限	各様式に枚数制限の記載がありますが、提案内容を補完する書類（構成員間協定書、リスク分担表、保険引受意向書、市内業者等からの関心表明書など）の添付は一切認められないとの理解でよろしいでしょうか。	提案内容を補完する書類の添付はしていただいて構いません。
258	様式集 様式30-35 〔加査〕	様式32-3-2						調理設備計画(2)	書類名につきまして、「調理設備計画(2)」とございますが、「調理設備計画(2)」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
259	様式集	様式32-3-2						様式32-3-2	調理能力をアレルギー対応食を含め記載するようご指示がありますが、No.3とNo.8献立において、資料10から読み取れる情報としては、特定原材料7品目の使用がないようです。アレルギー対応食の能力は記載しなくてよいのでしょうか、もしくは除去食の提供がある場合は、献立名や具体的な除去食材などを提示ください。	No.3とNo.8献立において、特定原材料7品目の使用はありません。アレルギー対応食の能力の記載は必要ありません。
260	様式集 様式30-35 〔加査〕	様式34-1-2						施設管理(2)	書類名につきまして、「③-2施設管理(2)」とございますが、「①-2施設管理(2)」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
261	様式集	様式 35-3- 2						様式35-3-2	当様式において、要求水準書添付資料10「献立（想定）」のNo2、No.9の献立について、おいしく調理するために各工程で工夫する点を記載することが求められておりますが、これらの2献立の組み合わせは同日の調理を想定されている訳では無く、あくまでそれぞれの献立調理に対する工夫点を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	様式集	様式 35-4- 2						様式35-4-2	配送・回収計画表の作成とありますが、2献立の配送校割振りについては事業者提案として考えれば宜しいでしょうか。（第一センターでは資料13に内訳表が提示されていますが、第二センターにはありません）	ご理解のとおりです。
263	様式集 様式35-4-2	様式 35-4- 2						④-2 ③	作業時間や配送校間の移動時間を示すこととありますが、2献立に於ける学校の仕分けがないため、あくまで想定として記載するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	落札者決定基準	3	3	2	(4)			加点点目審査	「加点点目審査」について、絶対評価でしょうか？又は、相対評価となりますでしょうか、ご教授ください。 また、検討委員会5名様の平均点となりますでしょうか。	評価方法については、堺市PFI事業検討委員会に委ねています。
265	落札者決定基準	4	3	2	(4)	ア	(ア)	地域活性化	④地域活性化について「市内業者」とありますが、市内に本社・本店がある企業との認識で宜しいでしょうか。定義付けをしていただけると有難いです。	評価方法については、堺市PFI事業検討委員会に委ねています。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
266	落札者決定基準	4	3	2	(4)	ア	(ア)	市内業者	地元活用が一定の評価基準とありますが、市内業者の定義について、堺市に本社・本店・支店・営業所等を設置する企業という理解でよろしいでしょうか。	評価方法については、堺市PFI事業検討委員会に委ねています。
267	基本協定書（案）	2	4条	1項				事業予定者の設立	本事業の遂行を目的とする事業予定者について、会計監査人設置会社としなければならないのでしょうか。	会計監査人の設置は任意とし、公認会計士又は監査法人による監査を受けることを可とします。なお、基本協定書及び事業契約書の当該記載について修正します。
268	基本協定書（案）	6	8条	2項				事業期間中のその他の義務	事業予定者の解散後に債務が残っていた場合に、構成企業が当然に債務引受するとの規定は、基本協定であまり見かけない規定であり、また、帰責性の有無にかかわらない点で、構成企業にとって過度な負担となりますので、削除をご検討いただければと存じます。 削除が難しい場合には、11条2項同様、帰責性を有するものが連帯して負担する建付けとして下さい。	前段は、原案のとおりとします。後段は、帰責性を有する者が連帯して負担することに変更します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
269	基本協定書(案)	7	11条	2項				違約金の発生	<p>違約金条項に関して(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業契約書(案)によれば、違約金が発生する場合として、91条で、「本契約に関して」第90条の各号のいずれかに該当するときは、と定められています。したがって、90条各号の事由が「本契約に関するもの」ということが明確になっています。これに対し、(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業基本協定書(案)によれば、違約金が発生する場合として、11条2項で、第7条5項各号がのいずれかの事由が生じた場合、と定められています。(11条1項では、「入札手続きに関し」との定めがありますが、2項にはありません。)これからすると、7条5項各号の事由が本協定(入札)に関するもの、ということが明確になっているか疑義があります。11条2項で定めている、7条5項各号は「入札手続きに関し」の定めが及ぶものとの理解でよろしいかをご教示ください。もし、「入札手続きに関し」が及ばない場合、一般事由の発生で事足りる場合は、その発生時期(始期と終期)をご教示ください。</p>	第7条第5項に規定しているとおり、「本事業の入札手続きに関し」となります。
270	基本協定書(案)	7	11条	2項				違約金の発生	<p>基本協定書7条5項第2号から第5号の該当性に対し、帰責性を有する者が連帯して違約金を貴市へ支払う旨記載が御座います。これは違約金債務は事業者(SPC)ではなく帰責企業に属するものと考えて宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
271	基本協定書(案)	7	11条	2項				解除並びに違約金等	<p>第7条第5項第2号から第5号の該当性に対する違約金が「契約金額となるべき金額の100分の20に相当する金額」と記載されておりますが、本案件は100億円を超える大型の案件であり、想定される違約金が約20億円程度と過大な金額となっているかと存じます。企業の事業への参入障壁にもなりますので、第7条第5項第1号又は第6号から第12号の該当性に対する違約金と同様にしして頂けないでしょうか(サービス対価Aの100分の10に相当する金額)。</p>	原案のままとします。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
272	基本協定書(案)	7	11条	3項				解除並びに違約金等	市は「落札者」に対し、違約金等を請求することができると記載がございますが、第11条第2項と同様に「帰責性を有する者」に対し請求するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	基本協定書(案)	7	11条	3項				解除並びに違約金等	「前項の場合を除き、落札者のいずれかの責めに帰すべき事由」とは、入札説明書に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合を想定されているのでしょうか。	参加資格を欠くに至った場合を含め、落札者のいずれかの責めに帰すべき事由すべてが対象となります。例えば、第7条第8項の場合も該当します。
274	基本協定書(案)	8	14条	2項				有効期間	本協定の有効期間の終了にかかわらず、第10条、第11条及び第12条の規定の効力は存続するものとありますが、事業契約終了後も第10条、第11条及び第12条の規定に該当した場合、永久に違約金が発生するというのでしょうか。またその場合は、事業者が連帯して対応するのでしょうか。	違約金の発生は、第11条2項は「事業契約の効力が発生する日までに」、第11条3項は「事業仮契約の締結に至らなかった場合又は事業契約の効力発生に至らなかった場合に」に限ります。第14条第2項の内容から第10条、第11条を削除し、第12条の秘密保持に関しては事業終了後も続くものとします。なお、違約金は帰責性を有する者が連帯して負担するものとします。
275	基本協定書(案)	8	第14条 第11条					1項 2項	違約金の発生時期について、協定書の有効期限は、第14条で事業の終了日とされています。これに対して、違約金の発生は、第11条2項において、「事業契約の効力が発生する日までに」とあります。そうすると、違約金の発生事象は、「事業契約の効力が発生する日」までのものと理解をしても、よろしいのでしょうか、ご教示ください。また、念のため、事業契約の効力が発生する日がいつなのかも併せてご教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段は市議会の議決による事業契約の成立日です。
276	事業契約書(案)	2	1章	1節	5条	2項		資金調達計画	優先ローンや劣後ローンの調達計画に変更が生じることとなった場合も株式の増資と同様に貴市の事前承諾が必要でしょうか。また返済計画・条件の変更も事前承諾事項に該当するののかについてご教示ください。	ご理解のとおりです。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
277	事業契約書(案)	2	1章	2節	9条	2項		本件施設用地等の使用	本件施設の利用について、例えば従業者が自転車や自動車を駐輪/駐車をする場合、料金等は発生しない理解で宜しいでしょうか。 また、各配送校に配置する配膳員の駐輪/駐車についても同様に無償であると理解して宜しいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段については、配膳担当者が出勤で使用した車を学校敷地内に駐車することはできません。
278	事業契約書(案)	3	1章	2節	9条	4項		本件施設用地等の使用	有益費の支出については、価値として残存するものですので、市への請求を協議の上認めて頂きたい存じます。	原案のとおりとします。
279	事業契約書(案)	3	1章	2節	11条	3項		責任と負担	本件業務の遂行について、予め協議・相談し市による承諾を受けたものに関して、貴市が何ら責任を負わないことになっているのは、どのような理由によるものかご教示頂けますでしょうか。	例えば、第34条の規定により市が設計図書を確認した後に事業者の責により設計図書の変更が生じた場合や、第62条の規定により市が竣工確認を行ったが、維持管理・運営期間中に工事による不具合が発見され、維持管理業務や運営業務の要求水準を達成できない場合などにおいて、市は何ら責任を負いません。
280	事業契約書(案)	3	1章	2節	12条			公租公課の負担	本事業を遂行するSPCに対して事業所税(資産割)は課税されますでしょうか(入札説明書に記載されている提案上限金額には、事業所税額も含まれているのでしょうか)。また、課税される(事業所税額が含まれる)場合、課税対象面積は、給食調理エリア、一般エリアの事業者専用区域(「休憩室」除く)、共用部分(貴市と面積案分)であり、一般エリアの貴市職員専用区域は課税対象外になるとの理解でよろしいでしょうか。	事業所税に係る事業主体の判定に当たっては、個別の契約内容から、施設の使用管理状況、施設の管理責任及び収益の帰属性等を踏まえて総合的に判断することとなるため、現時点では課税対象となるかどうかは判断できかねます。なお、事業契約締結後に課税対象と判断された場合は、事業者のリスクとして納税していただく必要がございます。
281	事業契約書(案)	4	1章	2節	16条			関係者協議会	「関係者協議会」の位置付けは、不測の事態が発生した場合に臨時で設定する会議体との理解で宜しいでしょうか。	定期的な開催を想定しています。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
282	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	1項		契約保証金	施設整備期間中の契約保証金を「本契約の仮契約締結時までに納付し」と記載されておりますが、履行保証保険契約を締結する場合は、その保証証券を貴市に寄託させて頂く事で宜しいでしょうか。 その場合、実務上、保険証券の発行は事業契約締結後数日かかりますので、保険会社発行の付保証書を「事業契約締結後直ちに提出」させて頂き、保険証券は「発行され次第提出する」という手続きをお認めいただけますでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は仮契約締結時までに履行保証保険証書(原本)の提出があった場合に、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
283	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	1項	1号	契約保証金	念のための確認ですが、施設整備期間中の契約保証金については、堺市規約規則第30条第3項第6号に基づき、工事履行保証保険の契約にて代替可能との理解にてよろしかったでしょうか。	第19条第1項(1)に規定する「本件施設の施設整備期間中の契約保証金についてはご理解のとおりです。堺市契約規則第30条第2項により、市は特別目的会社に対し、第30条の2第6号の工事履行保証契約(契約不適合である場合において、当該目的物に係る契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)の締結することができます。
284	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	1項	2号	契約保証金	維持管理・運営期間の第2年度以降については、サービス対価Bに相当する金額については契約保証金から除いて頂くようお願いいたします(契約保証金:維持管理・運営期間の第2年度のサービス対価C(固定料金)及びサービス対価C(変動料金)の合計の1/2か月分に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた合計金額の100分の10以上の金額)。	開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金として、「別紙4-1記載のサービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価C(固定料金)及びサービス対価C(変動料金)の合計(ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額)に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」の納付を求めているため、2年度目以降に改めて契約保証金を納付していただく必要はありません。ただし、保険適用期間は、本件施設の引渡し完了日の翌日から維持管理・運営期間終了日まで設定してください。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
285	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	1項	2号	契約保証金/ 開業準備期 間中の解除の 効力等/維持 管理・運営期 間中の解除の 効力等	19条ではサービス対価BとCの合計額の100分の10を契約保証金として施設引渡日迄に納付とございますが、83条1項ではサービス対価Cのみの記載、また84条1項でも同様にサービス対価Cのみの記載となっております。整合性をご教示ください。	開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金として、「別紙4-1記載のサービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価C(固定料金)及びサービス対価C(変動料金)の合計(ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額)に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」の納付を求めているため、2年度目以降に改めて契約保証金を納付していただく必要はありません。ただし、保険適用期間は、本件施設の引渡し完了日の翌日から維持管理・運営期間終了日まで設定してください。
286	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	2項		契約保証金	契約保証金の代替として、堺市契約規則第30条第3項に規定する担保の提供とは、事業契約にかかる履行保証保険の締結をもって当該規則に定める担保の提供を充足するとの解釈で宜しいでしょうか。	堺市契約規則第14条第3項に規定する「国債又は地方債の証券その他市長において確実と認める担保」となります。
287	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	履行保証保険で担保の提供をする場合、S P Cが下請けの維持管理・運営会社の契約履行について自らを被保険者とする契約履行保証保険を締結し、市はS P Cの契約履行請求権に対して質権をつけることでもよろしいでしょうか。	本契約の当事者が市と特別目的会社であることから、本契約の契約保証金に関し、再委託先となる請負人等を保険契約者とすることは認められません。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
288	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	履行保証保険で担保の提供をする場合、維持管理・運営期間中については1年契約の更新でもよろしいでしょうか。	開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金として、「別紙4-1記載のサービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価C(固定料金)及びサービス対価C(変動料金)の合計(ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額)に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」の納付を求めているため、2年度目以降に改めて契約保証金を納付していただく必要はありません。ただし、保険適用期間は、本件施設の引渡し完了日の翌日から維持管理・運営期間終了日まで設定してください。
289	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	以下文言を但し書きとして追加いただけますでしょうか。 「ただし、堺市契約規則第30条の2各号の内、第1号の場合においては、事業者は、履行保証保険契約の内容で、i)事業者が契約者となり、堺市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、直ちにその保証証券を堺市に提出しなければならず、ii)建設企業、設計企業又は工事監理企業等を契約者として、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめた場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を堺市のために設定しなければならない。」	本契約の当事者が市と特別目的会社であることから、本契約の契約保証金に関し、再委託先となる請負人等を保険契約者とすることは認められません。
290	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	契約保証金の納付に代わり、履行保証保険を締結する場合で、維持管理及び運営業務の受託者等が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、各保険の保険金額合計が第19条1項2号に定める保証金額以上という理解で宜しいでしょうか。	本契約の当事者が市と特別目的会社であることから、本契約の契約保証金に関し、再委託先となる請負人等を保険契約者とすることは認められません。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
291	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	契約保証金の納付に代わり、履行保証保険を締結する場合は、契約保証金と同様の条件(第19条第1項記載の金額、期日、期間)となる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金の免除	堺市契約規則第30条の2(1)の規定に基づき、貴市を被保険者として、事業契約書第19条第1項(1)(2)に定める金額の履行保証保険を締結し、当該証券を貴市へ提出する場合、契約保証金の納付は免除されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	事業契約書(案)	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	「市は、堺市契約規則第30条の2各号(第2号を除く。)のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」とありますが、履行保証保険を付保すれば、契約保証金は免除いただけるとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
294	事業契約書(案)	5	1章	2節	20条	5項		許認可、届出等	「事業者は、第1項に定める許認可取得又は届出の遅延により本件業務の業務費用が増加し又は市若しくは事業者に損害が生じた場合、当該増加費用又は損害を負担する。」とあるが、事業者の責めに帰する事由でない場合においても同様なのでしょうか	第20条第1項ただし書きに規定する市が取得又は届出をする許認可以外は、ご理解のとおりです。
295	事業契約書(案)	7	1章	2節	22条	1項	2号	施設整備業務に伴う近隣対策	『騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、光害、日照障害、電波障害、粉塵発生、通学路の安全確保、交通渋滞その他、施設整備業務が近隣住民の生活若しくは周辺環境に与える影響の調査、検討及び対策の実施』とありますが、要求水準書の事前調査業務、近隣対応・周辺対策業務に無い項目もあります。『の調査』の文言を削除願えませんでしょうか。	施設整備業務又は解体工事業務を実施するに当たり、事前調査業務として行う調査については、要求水準書の7.2.に記載の「事前調査報告書」を作成するしていただくことを求めています。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
296	事業契約書(案)	7	1章	2節	22条	3項		近隣対策	近隣対策について貴市に協力を求めた場合、増加コスト等は発生しないという認識で宜しいでしょうか。	想定していません。
297	事業契約書(案)	9	1章	4節	28条	1項		事業計画書	事業計画書に関して、主な必須記載事項をご教示ください。貴市に提出した必須・加点項目審査に関する提案書類のうち「事業計画に関する提案」の概要を記載した書類と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書7.1.1.に示す内容となります。
298	事業契約書(案)	11	2章	3節	34条	2項		設計業務	事業者が貴市に提出した基本設計図書、実施設計図書、解体設計図書にかかる貴市からの確認の通知は、書面での交付をお願いできますでしょうか。	第3条第5項に規定するとおり、本契約に定める通知は原則として書面により行います。
299	事業契約書(案)	11	2章	3節	35条	4項		設計業務	貴市にご負担を頂く、貴市からの求めに応じて事業者が行う設計変更に起因して生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	事業契約書(案)	12	2章	3節	36条	1項	1号	設計業務	貴市にご負担を頂く、設計業務について貴市の責めに帰すべき事由により生じた事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
301	事業契約書(案)	12	2章	4節	37条	2項		解体工事業務	事業者が貴市に提出した解体工事計画書にかかる貴市からの確認の通知は、書面での交付を願えますでしょうか。	第3条第5項に規定するとおり、本契約に定める通知は原則として書面により行います。
302	事業契約書(案)	17	2章	5節	54条	3項		本件施設の建設工事に伴い第三者に及ぼした損害	市からの求償の範囲につき、合理的な範囲での求償を認める旨に変更して頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
303	事業契約書(案)	20	2章	7節	60条	3項		竣工検査及び引渡し業務	念の為の確認ですが、貴市の責めに帰すべき事由に起因して生じた事業者の増加費用及び損害にかかる費用は、合理的な金融費用(ブレードファンディングコストを含む。)も含め、貴市にご負担頂けるとの理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	事業契約書(案)	21	2章	7節	64条			所有権登記	登記費用には、具体的にどのような費用が含まれておりますでしょうか。	市は、必要に応じて本件施設の所有権の表題登記を行うものであり、その場合の登記費用は市が負担します。
305	事業契約書(案)	21	2章	7節	64条			所有権登記	「所有権の表題登記」とありますが、本施設の表題登記を行うということでしょうか、それとも所有権の保存登記を行うということでしょうか。	市は、必要に応じて本件施設の所有権の表題登記を行うものであり、その場合の登記費用は市が負担します。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
306	事業契約書(案)	28	4章	2節	80条	2項		維持管理・運営業務に伴う第三者に及ぼした損害	市からの求償の範囲につき、合理的な範囲での求償を認める旨に変更して頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。
307	事業契約書(案)	30	6章	1節	85条	1項		本件業務の終了に伴う引継資料等	「その終了事由の如何にかかわらず」とございますが、市の責に帰すべき事由による解除の場合は、本条は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	市の責に帰すべき事由による解除の場合も本条は適用されます。
308	事業契約書(案)	32	6章	2節	91条	1項		談合その他の不正行為に係る違約金	内閣府より公表されている「契約に関するガイドライン」において、「違約金の額の設定にあたっては、①選定事業の内容等により解除によって管理者等が被る損害額の見込み額が異なること、②額が過少な場合には選定事業者に対する事業継続への経済的動機付けが小さくなる一方、額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある。」と記載がございます。 ①について、事業契約書(案)第91条第1項に基づく20億円程度の違約金が課されることとなり、事業者再選定に係る費用等の契約解除により貴市が被る損害額と比較し過大となると思料致します。 ②について、プロジェクトファイナンスによるSPCの資金調達に際しては、金融機関より履行保証保険の付保や違約金相当額のリザーブ資金等の対応を求められるケースが多いことから、違約金が高額となることで、資金調達が困難になることや、違約金対応のためのコストが高額となり事業費の圧迫につながる事が予想されます。 従いまして、談合その他の不正行為に係る違約金についても、事業契約書(案)第92条～第94条における違約金と同額としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
309	事業契約書(案)	32	6章	2節	91条	1項		談合その他の不正行為に係る違約金	本条において本契約を解除した場合は、市は、第19条に規定する契約保証金を違約金に充当されることはないのでしょうか。	本条では、違約金支払請求権に対する弁済として充当することはできません。
310	事業契約書(案)	32	6章	2節	91条	1項		談合その他の不正行為に係る違約金	事業契約書第90条1項に該当した場合に事業契約書第91条1項にて定められた違約金支払義務がSPCに対して発生すると、違約金に備えたりザープ等の対応に多額の資金が必要となることから、プロジェクトファイナンスによる資金調達が困難となります。当該違約金については基本協定書第11条にのみ規定して違約金支払い義務は構成企業・協力企業にのみ発生するものとし、事業契約書第91条は削除してSPCに発生する違約金支払い義務は事業契約書第92～94条のみとすることを検討いただきませんか。	原案のとおりとします。
311	事業契約書(案)	32	6章	2節	91条	1項		談合その他の不正行為に係る違約金	談合行為等に対する違約金については、基本協定書内においても、事業契約解除の如何を問わず、落札者連帯での違約金支払い義務が規定されております。SPCに対して当該違約金の支払い義務が課せられますと、万一の際の本事業の継続にかかる安定性の観点から多大な影響を与えることとなりますし、そもそも当該違約金の支払い義務は基本協定書内でカバーされておりますため、事業契約書上からの削除を願いますでしょうか。	原案のとおりとします。
312	事業契約書(案)	32	6章	2節	91条	1項		談合その他の不正行為に係る違約金	違約金が請求される者を帰責者に限定して頂けないでしょうか。事業者としてしまうと多額の違約金発生リスクがSPCに残されることとなり、業務運営に支障が生じます。基本協定書内においても同様の規定がなされているため事業契約書からは削除してもらえないでしょうか。	原案のとおりとします。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
313	事業契約書(案)	33	6章	2節	91条	3項		談合その他の不正行為に係る違約金	「第1項から第4項までの違約金」とは何を示すものでしょうか。	第1項の誤りのため、事業契約書の当該記載について修正します。
314	事業契約書(案)	33	6章	2節	92条	3項		原状回復	出来形の買取とならず、原状回復となるのは具体的にはどのような場合を想定されているのかご教示ください。社会通念上、重大な過失等が認められなければ出来形買い取りが原則であると認識して宜しいでしょうか。	買取を行うかどうかは、状況に応じて市が判断します。
315	事業契約書(案)	33	6章	2節	92条	3項		引渡し前の解除の効力等	金融機関が建設期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴市に対して有する出来高部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者帰責にかかわらず、貴市に出来高部分を買受けて頂けるようご修正願います。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達が困難となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	買取を行うかどうかは、状況に応じて市が判断します。
316	事業契約書(案)	33	6章	2節	92条	3項		出来形	出来形部分については、貴市にご確認をいただいた設計図書(基本設計及び実施設計)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
317	事業契約書(案)	33	6章	2節	92条	3項		出来形	出来形部分については、工事費以外に、建中利息・融資組成手数料・SPC設立費用・事務経費等の出来形を構築する上で必要であった費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
318	事業契約書(案)	33	6章	2節	91条	2項			第82条1項の規定は、本契約による履行が完了した後においても適用するものとする。と記載ございますが、事業契約完了後の適用期間をご教示願います。	「第82条1項の規定」とあるのが、「第91条第2項の規定という意味であれば、第90条(1)～(4)は規定する各法律の時効、(5)は事業期間となります。
319	事業契約書(案)	33	6章	2節	92条	3項		引渡し前の解除の効力等	貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	①は含まれますが、②は含まれません。
320	事業契約書(案)	35	6章	2節	97条	2項		市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等	貴市にご負担頂く、合理的な範囲での事業者の増加費用及び損害には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
321	事業契約書(案)	35	6章	2節	97条	2項		解除の効力	本項は増加コストの負担を規定しているに過ぎず、本事業で得られるはずであった逸失利益の請求は出来ない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	事業契約書(案)	36	6章	2節	100条	1項		維持管理・運営期間中の解約	些末な点にて恐縮ですが、誤植（市は～本契約の全部又は一部を「上」）がございますので、ご修正をお願いできますでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書の当該記載について修正します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
323	事業契約書(案)	36	7章	1節	101条	1項		法令変更による契約の終了	事業者は、本契約の締結日後に法令変更があり、本契約に従って本件業務の全部又は一部について、履行をすることが不能若しくは著しく困難となり又は軽微でない増加費用を要する場合には、その内容及び理由の詳細を記載した書面をもって直ちに市に対して通知し、市は事業者と対応方法、本件業務の変更内容及び増加費用並びに損害の見通しとその負担その他の必要事項(以下本章において「対応方法等」という。)につき協議しなければならない。と記載ございますが、軽微でない増加費用とは事業者の判断との理解でよろしいでしょうか	市と事業者にて協議して判断します。
324	事業契約書(案)	36	7章	1節	101条	1項		法令変更による契約の終了	「～著しく困難となり又は軽微でない増加費用を要する場合には～」と記載がございますが、軽微でない増加費用に具体的な指標をご教示願います。	現時点で具体的な指標はありません。
325	事業契約書(案)	36	7章	1節	101条	3項		法令変更による契約の終了	「本件施設の整備又は維持管理・運営に直接関係する法令変更」とありますが、法令の新設や変更により新たな点検等が義務付けられた場合は、本施設の維持管理に直接関連する法令変更該当するとの認識でよろしいでしょうか。	市と事業者にて協議して判断します。
326	事業契約書(案)	37	7章	2節	106条	2項	1号	不可抗力による増加費用・損害の扱い	「不可抗力により事業者が増加費用を負担し又は損害を被ったことについて、事業者が保険金、保証金、補償金等を受領した場合には、当該受領金相当額は増加費用額及び損害額から控除し、控除後の金額について、サービス対価Aの合計の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。」とありますが、不可抗力による事業者の負担は、保険金等を充当することはできないのでしょうか。	保険金等を増加費用額及び損害額から控除し、控除後の金額について、サービス対価Aの合計の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとします。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
327	事業契約書(案)	41	10章		120条	1項		財務書類の提出	「会計監査人(公認会計士又は監査法人に限る。)の監査」との記載がございますが、会計監査人の設置は毎年の登記及び費用が必要なため、「公認会計士又は監査法人の監査」に変更して頂けますでしょうか。	会計監査人の設置は任意とし、公認会計士又は監査法人による監査を受けることを可とします。なお、基本協定書及び事業契約書の当該記載について修正します。
328	事業契約書(案)	41	10章		120条	1項		財務書類の提出	「会計監査人」と記載ございますが、会社法上の会計監査人設置会社(法定監査を必須)とすることを要求しているものなのでしょうか。	会計監査人の設置は任意とし、公認会計士又は監査法人による監査を受けることを可とします。なお、基本協定書及び事業契約書の当該記載について修正します。
329	事業契約書(案)	41	10章		120条	1項		会計換算人の監査	「会計監査人(公認会計士又は監査法人に限る。)の監査」とありますが、SPCが会計監査人設置会社となる場合、同じ公認会計士・監査法人を引き続き再任する場合においても、毎年度、登記費用が必要になり、事業費が増加します。このため、会計監査人は非設置とし、公認会計士または監査法人による監査を認めていただけないでしょうか。	会計監査人の設置は任意とし、公認会計士又は監査法人による監査を受けることを可とします。なお、基本協定書及び事業契約書の当該記載について修正します。
330	事業契約書(案)	42	10章		121条	4項		暴力団等排除に係る契約解除及び違約金に関する特約	事業契約書第121条3項に該当した場合に事業契約書第121条4項にて定められた違約金支払義務がSPCに対して発生すると、違約金に備えたりザーブ等の対応に多額の資金が必要となることから、プロジェクトファイナンスによる資金調達が困難となります。当該違約金については基本協定書第11条にのみ規定して違約金支払い義務は構成企業・協力企業にのみ発生するものとし、事業契約書第121条4項は削除してSPCに発生する違約金支払い義務は事業契約書第92～94条のみとすることをご検討いただきませんかでしょうか。	原案のとおりとします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
331	事業契約書（案）	42	10章		121条	4項		暴力団等排除に係る契約解除及び違約金に関する特約	内閣府より公表されている「契約に関するガイドライン」において、「違約金の額の設定にあたっては、①選定事業の内容等により解除によって管理者等が被る損害額の見込み額が異なること、②額が過少な場合には選定事業者に対する事業継続への経済的動機付けが小さくなる一方、額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある。」と記載がございます。 ①について、事業契約書（案）第121条第4項に基づく20億円程度の違約金が課されることとなり、事業者再選定に係る費用等の契約解除により貴市が被る損害額と比較し過大となると思料致します。 ②について、プロジェクトファイナンスによるSPCの資金調達に際しては、金融機関より履行保証保険の付保や違約金相当額のリザーブ資金等の対応を求められるケースが多いことから、違約金が高額となることで、資金調達が困難になることや、違約金対応のためのコストが高額となり事業費の圧迫につながる事が予想されます。 従いまして、暴力団等排除に係る違約金についても、事業契約書（案）第92条～第94条における違約金と同額としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
332	事業契約書（案）	48	別紙1					維持管理業務関連	「維持管理・運営開始日」に関して、「本事業の維持管理・運営業務が開始される日」とありますが、基本的には令和7年4月1日が開始日となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	事業契約書（案）	48	別紙1					維持管理業務関連	「維持管理・運営開始予定日」に関して、「令和7年6月に属する日」とありますが、誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書を修正します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
334	事業契約書(案)	50	別紙2					施設整備業務	「セ 解体工事業務」は、誤記との理解でよろしいでしょうか。	誤記です。「セ 解体工事業務」は削除します。
335	事業契約書(案)	52	別紙3					事業日程表	(3)維持管理・運営期間 令和7年6月～令和22年3月とございますが、入札説明書 2.6 事業の実施スケジュールに記載の令和7年4月～令和22年3月が正しい日程という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「令和7年4月～令和22年3月」が正しいので、修正します。
336	事業契約書(案)	52	別紙3		(1)			施設整備期間	「令和5年1月～令和7年3月」とありますが、「令和5年1月～令和7年1月」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「令和5年1月～令和7年1月」が正しいので、修正します。
337	事業契約書(案)	52	別紙3		(1)			施設整備期間	入札説明書の事業の実施スケジュールと齟齬が生じています。入札説明書が正しいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書を修正します。
338	事業契約書(案)	52	別紙3		(2)			開業準備期間	「令和●年●月～令和●年●月」とありますが、基本的には入札説明書に記載の通り「令和7年2月～令和7年3月」になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
339	事業契約書(案)	52	別紙3		(3)			維持管理・運営期間	「令和7年6月～令和22年3月」とありますが、「令和7年4月～令和22年3月」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書を修正します。
340	事業契約書(案)	52	別紙3		(3)			維持管理運営期間	入札説明書の事業の実施スケジュールと齟齬が生じています。入札説明書が正しいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書を修正します。
341	事業契約書(案)	53	別紙4-1	1				サービス対価の構成	サービス対価Cにおける長期修繕計画作成業務に対する支払いは、事業期間中の修繕費総額を各年度で平準化した金額を4半期単位で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	本件施設の修繕・更新は、「建築物保守管理業務」や「建築設備保守管理業務」等に含まれます。長期修繕計画作成業務に対する支払いは、長期修繕計画の作成に係る経費です。
342	事業契約書(案)	54	別紙4-1	2	(1)			サービス対価A	サービス対価Aに係る請求書は、本件施設の引渡日の翌日以降、速やかに発行し、貴市へ送付できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
343	事業契約書(案)	54	別紙4-1	2	(2)			サービス対価B	サービス対価Bに係る請求書は、「維持管理・運営開始日」以降、速やかに発行し、貴市へ送付できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
344	事業契約書(案)	54	別紙 4-1	2	(3)	①		支払いの算定方法及び支払額	サービス対価Cの固定料金部分について、ただし、第1階支払は年間の支払額の12分の1相当額とすると記載がございますが、令和7年4月から維持管理・運営期間が開始のため、初回のサービス対価請求期間は3ヶ月間となるかと存じます。本但し書きの主旨をご教示いただけますでしょうか。	誤記です。「(ただし、第1回支払いは年間の支払額の12分の1相当額とする。)」を削除します。
345	事業契約書(案)	54	別紙 4-1	2	(3)			支払いの算定方法及び支払額	サービス対価Cに係る消費税は、サービス対価Cの総額に対して消費税率を乗じた額ではなく、各回の支払回ごとに計算した合計という理解でよろしいでしょうか。サービス対価Cの総額に対して消費税率を乗じた額とする場合、小数点以下の端数調整により各回の支払回ごとに計算した合計額と誤差が生じる場合がございますが、その場合は、初回または最終回にて調整するという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Cに係る消費税額は、様式28-2及び様式29-2に記載する消費税相当額と同額となります。なお、端数が生じた場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第3条に基づき、各四半期の初回の支払金額に合算する予定です。
346	事業契約書(案)	54	別紙 4-1	2	(3)			支払いの算定方法及び支払額	サービス対価Cに係る消費税は、固定料金の四半期ごとの税抜価格に消費税10%をかけた金額と、変動料金の四半期ごとの税抜価格に消費税10%をかけた金額を合算して算出する理解で宜しいでしょうか。	サービス対価Cに係る消費税額は、様式28-2及び様式29-2に記載する消費税相当額と同額となります。なお、端数が生じた場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第3条に基づき、各四半期の初回の支払金額に合算する予定です。
347	事業契約書(案)	54	別紙 4-1	2	(3)			支払いの算定方法及び支払額	「四半期ごとに、年間の支払額の4分の1相当額を～支払う」と記載されておりますが、端数が生じた場合は各年度の最終回において、端数調整を行う理解で宜しいでしょうか。	端数が生じた場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第3条に基づき、初回の支払金額に合算する予定です。
348	事業契約書(案)	54	別紙 4-1	2	(3)			サービス対価C ①固定料金部分	「実施方針及び要求水準書(案)に関する意見」No.1に「維持管理業務にかかる費用については、15年間の平準化を想定しております。ただし、配送車両の更新や食器・食缶等の更新については、運営業務に含まれるため、これらのサービス対価の支払いについては、事業者の提案に委ねます。」とあることから、固定料金は毎年度同一金額とはならず、配送車両や食器・食缶等の更新年度は、他年度の固定料金より増額になる提案も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
349	事業契約書(案)	54	別紙 4-1	2	(3)			サービス対価C ①固定料金 部分	(ただし、第1回支払いは年間の支払額の12分の1相当額とする。)とありますが、誤記との理解でよろしいでしょうか。	誤記です。「(ただし、第1回支払いは年間の支払額の12分の1相当額とする。)」を削除します。
350	事業契約書(案)	55	別紙 4-1	3	(2)	②		変動料金換 算基準	見直基準が「8,000人以上16,000人以下とならない場合」とございます。片や入札説明書で想定する人数は最大で7千人台となっておりますが、こちらは記載の通りという理解で問題ないのでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書の当該記載について、4,000人以上8,000人以下に修正します。
351	事業契約書(案)	55	別紙 4-1	3	(2)	②		提供対象者 数	「8,000人以上16,000人以下とならない場合」とありますが、誤記との理解でよろしいでしょうか。正しい人数をご教示ください。	ご理解のとおりです。事業契約書を修正します。
352	事業契約書(案)	57	別紙 4-1	5	(1)	(イ)		サービス対価 A	「施設整備期間内で本契約の効力発生日から12ヶ月を経過した後に・・・」と提示されておりますが、【提案書提出時点の費用からの変動について】に変更していただくことは可能でしょうか。 現在の物価上昇(資材・労務費とも)は事業者側にとって大きなリスクとなります。ご配慮いただけると有難いです。	原案のとおりとします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
353	事業契約書(案) 別紙4-1	57	5		(1)	(イ)			物価変動の基準ですが事業契約書に、『施設整備期間内で本契約の効力発生日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価Aが不相当となったと認めるときは、相手方に対してサービス対価Aの改定を請求することができる。』とあり、また請求額は『変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額』とあります。その場合、既に着手している工事については該当しないこととなりますので本契約の効力発生日から6か月若しくは工事着手日が属する月以降として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
354	事業契約書(案)	57		別紙 4-1	5	(1)	(ウ)	サービス対価A	『指数の変動が3か月継続して1000分の15を超える場合に限る』とされており事業者にとって非常にリスクが大きな文書となっております。『3か月継続して』の文言を削除して頂けないでしょうか。	サービス対価Aの改定に係る基準について、「本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生日が属する月の先月までの確定している指数の平均値」を「入札日が属する月に確定している指数」とし、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が3か月継続して1000分の15を超える場合に限るもの」から「3か月継続して」を削除します。 なお、事業契約書の当該記載について修正します。
355	事業契約書(案)	58		別紙 4-1	5	(3)		サービス対価C の改定の指標	維持管理費相当分の価格指数である企業向けサービス価格指数「建物サービス」は建物維持管理業務に要する経費の物価変動実勢とはかけ離れて推移しており、物価変動による価格改定に用いる指標としては不相当かと思料いたします。より実勢を反映していると思われる「消費者物価指数-財・サービス分類指数(全国)サービス」を指標として採用していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
356	事業契約書(案)	59		別紙 4-2				サービス対価の 支払額及びス ケジュール	別紙4-2は第1給食センターのスケジュールではないでしょうか。 サービス対価Aの請求可能時期は令和7年4月ではなく令和7年2月、サービス対価Bの請求可能時期は令和7年6月ではなく令和7年4月でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、サービス対価Aの請求可能時期は、令和7年2月、サービス対価Bの請求可能時期は令和7年4月です。事業契約書の当該記載について修正します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
357	事業契約書(案)	59	別紙 4-2					サービス対価の 支払額及びス ケジュール	サービス対価A及びBの請求可能時期、サービス対価Cの項目 の事業期間が界第一の内容のように見受けられます。	ご指摘のとおりです。事業契約書の当該記載について修正しま す。
358	事業契約書(案)	59	別紙 4-2					サービス対価の 支払額及びス ケジュール	サービス対価AとBの請求可能時期は第1給食センターに合わ せるということでしょうか。第2給食センターは第1給食センターより も早く稼働することから請求可能時期を早めていただけないで しょうか。	ご指摘のとおり、サービス対価Aの請求可能時期は、令和7年2 月、サービス対価Bの請求可能時期は令和7年4月です。事業 契約書の当該記載について修正します。
359	事業契約書(案)		別紙 4-2					サービス対価の 支払額及びス ケジュール	サービス対価の請求可能時期です。本事業は2025年1月に 施設整備が終わるので、サービス対価Aの請求可能時期は同 年2月、開業準備期間は同年2～3月なのでサービス対価Bの 時期は同年4月ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書の当該記載について修正しま す。
360	事業契約書(案)		別紙 4-2					サービス対価の 支払額及びス ケジュール	サービス対価Cの期間が14年10か月とあります。実施方針によ ると維持管理運営期間は15年ちょうどではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書の当該記載について修正しま す。
361	事業契約書(案)	59	別紙 4-2	1				サービス対価A	請求可能時期が「令和7年4月」と記載されていますが、本件 施設の引渡しが令和7年1月に完了した場合、令和7年2 月に請求書を発行できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書の当該記載について修正しま す。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
362	事業契約書(案)	59	別紙 4-2	2				サービス対価B	請求可能時期が「令和7年6月」と記載されていますが、開業準備業務が計画通り令和7年3月に完了し、4月から維持管理・運営業務が開始された場合、令和7年4月に請求書を発行できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書の当該記載について修正します。
363	事業契約書(案)	59	別紙 4-2	3	(1)			サービス対価C (固定料 金)	サービス対価C(固定料金)について、四半期ごとに按分した際に端数が生じた場合の扱いについて、各事業年度で調整などの方針がございましたらご教示ください。	端数が生じた場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第3条に基づき、初回の支払金額に合算する予定です。
364	事業契約書(案)	59	別紙 4-2	3	(1)			サービス対価C (固定料 金)	「サービス対価C(固定料金)」欄に(14年10か月間)とありますが、(15年間)の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書の当該記載について修正します。
365	事業契約書(案)	61	別紙 4-2	3	(2)			サービス対価C (変動料 金)	「サービス対価C(変動料金)」欄に(14年10か月間)とありますが、(15年間)の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書の当該記載について修正します。
366	事業契約書(案)	65	別紙6	1	ア			建設工事保 険	保険の期間について「本件施設の引渡日から1月後を終期とする。」とありますが、建設工事保険は通常終期日前であっても、工事の対象物が引き渡された時に補償が終了となります。本事業においては引渡し後1か月間も補償されるようにする必要がありますか。	事業契約書(案)を修正します。建設工事保険の終期は、引渡日としますが、火災保険に関しては、引渡後、市が火災保険に加入するまでの約1ヶ月の期間、補償するようにしてください。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
367	事業契約書(案)	66	別紙6	2				引渡し後に付す保険	第三者賠償責任保険は1年契約の更新でもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
368	事業契約書(案)	69	別紙9					モニタリングの種類と方法	表に記載、①日常モニタリング(セルフモニタリング)で市の行う業務として、業務日誌及び業務水準の確認を行うとございますが、事業者の行う業務には、モニタリング結果に基づき、日報を毎営業日に作成すると記載がございます。また、事業契約書(案)第64条(年次業務報告書)へも業務日誌の記載がないことから、業務日誌と日報は同じものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
369	事業契約書(案)	70	別紙9	2	(2)			維持管理業務の不履行又は不完全履行	「表 要求水準未達の分類」の維持管理業務の基準は、「基準1: 重大な事象以外の事象レベル2」と「基準2: 重大な事象レベル6」の分類しかないのででしょうか。	ご理解のとおりです。
370	事業契約書(案)	70	別紙9	2	(2)			維持管理業務の不履行又は不完全履行	基準2: 重大な事象レベル6に「警備業務の不備に起因して侵入者が起こした重大な人身事故・犯罪の発生」とございますが、通常行う警備業務(機械警備業務)を行っており、善良なる管理者の注意義務を全うしていても発生した、侵入者が起こした重大な犯罪は、この分類には該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
371	事業契約書(案)	70	別紙9	2	(2)			維持管理業務の不履行又は不完全履行	「表 要求水準未達の分類」の「基準2: 重大な事象レベル6」で「維持管理業務の不備による衛生状態の欠陥等により重大な影響を及ぼす事態の発生」との記載がございますが、重大な影響とは、どのような事象を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	維持管理業務の不備による給食への異物混入や、給食が提供できない等の事象を想定しています。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
372	事業契約書(案)	71	別紙9	3				是正勧告に対する事業者の対応	事業者は原則として是正勧告を受けた日から3日以内に改善計画書を市に提出し、改善を実行する期日を計画書提出から5日以内とありますが、土日を跨ぐと製造メーカーや専門業者が休みで連絡が取れず、十分な検討が出来ない恐れがある為、土日祝日を除く3日以内及び5日以内としていただけないでしょうか。	3日以内(ただし、土日祝日を除く。)に修正します。
373	閲覧資料 既施設設図面(堺市学校給食共同調理場新設工事)								杭の長さですが設計概要特記事項の4.杭打工事には『9.0m』、杭伏図では『7.00m・9.00m』と記載されています。それで実際施工されています杭の長さをご指示願います。	杭伏図の杭長を参考にしてください。